

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、
 休暇等に関する規則の一部改正
 (人事課) 4
- 亀岡市介護保険条例施行規則の一部改
 正 (高齢福祉課) 4
- 亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部
 改正 (建築住宅課) 7
- 亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補
 償の支給等に関する規則の一部改正
 (自治防災課) 11
- 亀岡市消防団員等公務災害補償条例第
 9条の2第1項の規則で定める金額を
 定める規則の一部改正 (自治防災課) 11

—— 告 示 ——

- 亀岡市新婚世帯支援事業補助金交付要
 綱の一部改正 (SDGs創生課) 12
- 亀岡市移住支援金交付要綱の一部改正
 (SDGs創生課) 14
- 指定代理納付者の指定
 (SDGs創生課) 18
- 指定納付受託者の指定
 (SDGs創生課) 18
- 収納事務の委託 (SDGs創生課) 19
- 指定納付受託者の指定 (企画調整課) 19
- ふるさと亀岡まちづくり応援交付金交
 付要綱 (市民力推進課) 19
- 徴収事務の委託 (文化国際課) 23

- 徴収事務の委託 (環境政策課) 24
- 亀岡市家庭向け自立型再生可能エネル
 ギー導入事業費補助金交付要綱の一部
 改正 (環境政策課) 24
- 令和4年度亀岡市一般廃棄物処理実施
 計画 (資源循環推進課) 25
- 粗大ごみ及び指定ごみ袋に係るごみ処
 理手数料の収納事務の委託
 (資源循環推進課) 32
- 亀岡市住民票の写し等の不正取得に係
 る本人通知に関する要綱の一部改正
 (市民課) 36
- 亀岡市医療費等支払資金貸付要綱等の
 一部改正 (保険医療課) 36
- 亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱の
 一部改正 (保険医療課) 38
- 固定資産課税台帳に登録すべき固定資
 産の価格等の全ての登録 (税務課) 38
- 亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害
 児者福祉サービス利用等促進事業補助
 金交付要綱の一部改正 (障がい福祉課) 38
- 亀岡市重度障害者等就労支援特別事業
 実施要綱 (障がい福祉課) 38
- 亀岡市ひとり暮らし高齢者等緊急通報
 装置設置事業実施要綱の一部改正
 (高齢福祉課) 41
- 亀岡市成年後見制度利用支援事業実施
 要綱の一部改正 (高齢福祉課) 42
- 亀岡市妊婦健診費用助成要綱の一部改
 正 (子育て支援課) 43

○亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱の一部改正 (子育て支援課)	45	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	54
○亀岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正 (子育て支援課)	47	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	55
○亀岡市光秀(シャチホコ)広場にぎわいイベント支援補助金交付要綱の廃止 (商工観光課)	47	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	55
○徴収事務の委託 (農林振興課)	48	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	55
○亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付要綱の一部改正 (桂川・道路交通課)	49	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	56
○徴収事務の委託 (図書館)	50	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	56
○亀岡市保育所保育料徴収員取扱要綱の廃止 (保育課)	50	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	56
○公示送達 (税務課)	50	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	57
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	51	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	57
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	51	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	57
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	51	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	57
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	51	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	58
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	52	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	58
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	52	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	58
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	52	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	58
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	52	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	59
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	53	○公示送達 (税務課)	59
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	53	○市道路線の認定に関する告示 (土木管理課)	59
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	53	○市道路線の変更に関する告示 (土木管理課)	62
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	54	○市道路線の区域に関する告示 (土木管理課)	63
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	54	○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	66

○市道路線の廃止に関する告示 (土木管理課) 67	—— 任免及び辞令 ——
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 68	選挙管理委員会欄
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 70	—— 告 示 ——
○指定納付受託者の指定 (情報政策課) 71	○投票管理者職務代理者の変更 93
—— 公 告 ——	○投票管理者職務代理者の変更 93
○都市公園の区域変更 (都市整備課) 71	○京都府知事選挙の亀岡市開票区におけ る開票立会人を定めるくじを行わない 旨の告示 94
○都市公園の供用開始 (都市整備課) 72	○投票管理者職務代理者の変更 94
○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定 (商工観光課) 73	農業委員会欄
○捕獲犬の抑留 (環境政策課) 73	—— 公 告 ——
○亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 74	○令和4年4月定例総会の開催 95
○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 76	上下水道部欄
○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定 (子育て支援課) 77	—— 告 示 ——
○既存集落まちづくり区域の変更案の縦 覧 (都市計画課) 84	○収納事務の委託 95
—— 任免及び辞令 ——	○収納事務の委託 96
監査委員会欄	○収納事務の委託 96
—— 公 表 ——	○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指 定の告示 96
○令和4年度随時監査 86	市立病院欄
教育委員会欄	—— 規 程 ——
—— 教育長訓令 ——	○亀岡市立病院会計年度任用職員の給与 及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等 に関する規程の一部改正 97
○亀岡市立の小学校、中学校及び義務教 育学校に勤務する府費負担教職員の服 務に関する規程の一部改正 87	—— 告 示 ——
○亀岡市立の小学校、中学校及び義務教 育学校に勤務する府費負担教職員の私 有車利用による旅行に関する取扱要領 の一部改正 88	○指定代理納付者の指定 98

規 則

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第10号

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年亀岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同項第2号中「次号」を「次号及び第4号」に、「同号」を「同号又はこの号」に改め、「減じた後の日数」の次に「（当該日数が0を下回る場合にあっては、0）」を加え、同項第3号中「任期の満了により」を「6月を超える任期の満了により」に、「さらに任用された」を「さらに6月を超える任期で任用された」に改め、「（前任用の期間が6月以下の会計年度任用職員を除く。）」を削り、「初日に属する年度」の次に「（当該年度における任期が6月を超えない場合にあってはその翌年度）」を加え、「この号」を「前3号又はこの号」に改め、「減じて得た日数」の次に「（当該日数が0を下回る場合にあっては、0）」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 6月を超えない任期（同一年度内においてさらに任用され、又は任期が更新された場合は、当該任用又は更新前の任期を含む。以下この号及び次号において同じ。）の満了により退職した後に翌年度においてさらに6月を超えない任期で任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員 前年度における任期の初日から現年度における任期の末日までをその者の任期とした場合に、第1号を適用して得られる日数（当該年度又は前年度において、前2号又はこの号の規定により取得した年次休暇があるときは、当該取得した日数分を減じて得た日数（当該日数が0を下回る場合にあっては、0））

第15条第1項中「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり」を削り、「特定職」を「任命権者を同じくする職」に改める。

第16条第1項中「勤務日があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る」を「勤務日があるものに限る」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第11号

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市介護保険条例施行規則（平成12年亀岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の令和4年度における減免）

第5条 令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この条において同じ。）が定められている保険料及び令和3年度相当分の保険料額であって、令和3年度末に第1号被保険者の資格を取得したことにより、令和4年4月1日以降に納期限が到来するもの（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和4年4月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年4月1日前に納期限が定められるべきものを除く。以下この条において「令和3年度相当分保険料」という。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、条例第10条第1項第2号に該当する者として、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。）に

より、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この条において「世帯の主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この条において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 世帯の主たる生計維持者の令和4年の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した金額）が令和3年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の合計所得金額のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の規定により適用する条例第10条第1項の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、第29条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に該当する場合 保険料額の全部

(2) 前項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。）

次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times D$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 当該第1号被保険者の保険料額

B 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額

C 世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額

D 次の表の左欄に掲げる世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額	減免割合
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

3 令和3年度相当分保険料の減免額については、前項第2号備考Dの規定を、前条第2項第2号備考Dの規定に読み替えるものとする。

4 第1項に規定する場合における条例第10条第2項の申請書については、第29条第1項の規定にかかわらず、市長が別に定めることができる。

別記第3号様式中

「医療保険被保険者証記号番号」を「医療保険被保険者記号・番号」に改める。

別記第4号様式中

「医療保険被保険者証記号番号」を「医療保険被保険者記号・番号」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中

「有効期間 年 月 日から 年 月 日」を

「有効期間 年 月 日から 年 月 日まで」に、

「過去6月間の介護保険施設、医療機関等への入院、入所の有無」を「過去6月間の介護保険施設、医療機関等への入院又は入所の有無」に、

「64歳の」を「64歳までの」に改める。

別記第7号様式中

「要介護状態区分12345 要支援状態区分12
有効期間 年 月 日から 年 月 日」

を

「 要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援状態区分 1 2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 」
--

に、「64歳の」を「64歳までの」に改める。

第13号様式の2中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第12号

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市営住宅管理条例施行規則（平成9年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">平和台住宅</td> <td style="padding: 5px;">準耐火構造（二階建て）</td> <td style="padding: 5px;">15戸</td> <td style="padding: 5px;">46.00㎡</td> <td style="padding: 5px;">昭和29年12月</td> <td style="padding: 5px;">昭和28年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">〃</td> <td style="padding: 5px;">木造（平屋建て）</td> <td style="padding: 5px;">1</td> <td style="padding: 5px;">34.70</td> <td style="padding: 5px;">昭和29年11月</td> <td style="padding: 5px;">〃</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">〃</td> <td style="padding: 5px;">準耐火構造（二階建て）</td> <td style="padding: 5px;">10</td> <td style="padding: 5px;">46.00</td> <td style="padding: 5px;">昭和30年9月</td> <td style="padding: 5px;">昭和29年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">〃</td> <td style="padding: 5px;">木造（平屋建て）</td> <td style="padding: 5px;">4</td> <td style="padding: 5px;">34.70</td> <td style="padding: 5px;">昭和29年11月</td> <td style="padding: 5px;">〃</td> </tr> </table>	平和台住宅	準耐火構造（二階建て）	15戸	46.00㎡	昭和29年12月	昭和28年度	〃	木造（平屋建て）	1	34.70	昭和29年11月	〃	〃	準耐火構造（二階建て）	10	46.00	昭和30年9月	昭和29年度	〃	木造（平屋建て）	4	34.70	昭和29年11月	〃	」
平和台住宅	準耐火構造（二階建て）	15戸	46.00㎡	昭和29年12月	昭和28年度																					
〃	木造（平屋建て）	1	34.70	昭和29年11月	〃																					
〃	準耐火構造（二階建て）	10	46.00	昭和30年9月	昭和29年度																					
〃	木造（平屋建て）	4	34.70	昭和29年11月	〃																					

を

「

平和台住宅	準耐火構造（二階建て）	10戸	46.00㎡	昭和29年12月	昭和28年度
〃	〃	5	46.00	昭和30年9月	昭和29年度
〃	木造（平屋建て）	3	34.70	昭和29年11月	〃

」

に、

「

〃	〃	6	28.20	昭和33年7月	〃
吉川住宅	〃	3	28.80	昭和34年5月	昭和33年度
〃	準耐火構造（平屋建て）	5	34.60	〃	〃

」

を

「

〃	〃	6	28.20	昭和33年7月	〃
吉川住宅	準耐火構造（平屋建て）	5	34.60	昭和34年5月	昭和33年度

」

に改める。

別記第1号様式中

「

同居親族等控除（38万円）	円
老人扶養控除（10万円）	円
特定扶養控除（25万円）	円
障害者控除（27万円）	円
寡婦控除（27万円）	円
特別障害者控除（40万円）	円

」を

「

同居親族等控除（380,000円）	円
老人扶養控除（100,000円）	円
特定扶養控除（250,000円）	円
障害者控除（270,000円）	円
特別障害者控除（400,000円）	円
寡婦控除（270,000円）	円
ひとり親控除（350,000円）	円
基礎控除振替額（100,000円）	円

」に改める。

別記第1号様式の2中

同居親族等控除 (38万円)	円
老人扶養控除 (10万円)	円
特定扶養控除 (25万円)	円
障害者控除 (27万円)	円
特別障害者控除 (40万円)	円
寡婦控除 (27万円)	円

」を

同居親族等控除 (380,000円)	円
老人扶養控除 (100,000円)	円
特定扶養控除 (250,000円)	円
障害者控除 (270,000円)	円
特別障害者控除 (400,000円)	円
寡婦控除 (270,000円)	円
ひとり親控除 (350,000円)	円
基礎控除振替額 (100,000円)	円

」に改める。

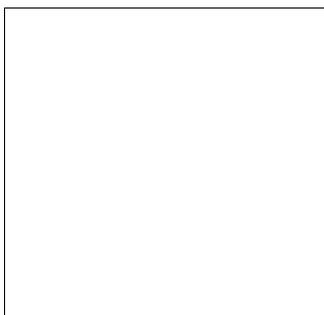
別記第1号様式の8中

住宅困窮理由	
--------	--

現在の住宅の状況

1 種類	自家・同居・借家・間借り・賃貸住宅・社宅・寮・公団・公営住宅・その他		
2 今の家に住んだ時期	年	月	頃
3 今の家が建てられた時期	年	頃	
4 建物の構造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート・その他		
5 家賃等の金額	家賃	円・敷金	円・礼金
6 契約期間	年間・次回契約更新日	年	月 日
7 風呂の有無等	風呂(有・無)	炊事場(共同・専用)	
8 間取り	畳の間	室(畳×室、畳×室)	
	板の間	室(畳×室、畳×室)	
9 通勤時間等	所要時間	利用交通機関	

現在の住宅の位置図



市役所処理欄 (記入しないでください。)

受付印		受付	
		点検	
(備考)			

」

を

「

住宅困窮理由	該当理由 ^(注) に○印 高家賃・住宅狭小・生活設備不便・自立・退去要請 その他()
	〔具体的な内容〕

(注)

- 1 高家賃・・・家賃には共益費、駐車場代、保険代等は含まれません。生活保護受給中の場合は、現在の家賃に自己負担額(住宅扶助費との差額)がなければ該当しません。
- 2 住宅狭小・・・世帯の構成人数により判断します。
- 3 生活設備不便・・・風呂、便所又は台所がない場合(故障している場合を除く。)等。生活環境による理由は該当しません。
- 4 退去要請・・・家賃滞納等の自己の責めに帰すべき理由による要請は該当しません。

現在の住宅の状況(該当箇所に記入又は○印)

- 1 種類 自家・同居・借家・間借り・賃貸住宅・社宅・寮・UR都市機構・その他()
- 2 今の家に住み始めた時期 昭・平・令____年____月頃
- 3 今の家が建てられた時期 昭・平・令____年____月頃
- 4 建物の構造 木造・鉄骨・鉄筋コンクリート・その他
- 5 家賃等の金額
家賃____円・敷金____円・礼金____円・更新料____円
- 6 契約期間 ____年間(次回契約更新日 令和____年____月____日)
- 7 風呂の有無等 風呂(有・無) 炊事場(共同・専用)
- 8 間取り
畳の間 ____室(____畳×____室、 ____畳×____室)
板の間 ____室(____畳×____室、 ____畳×____室)
- 9 通勤時間等 所要時間____ 利用交通機関____

(備考)

※申込者や同居親族が居住用財産(家屋)を所有している場合は、原則として申し込むことはできません。

※亀岡市内に住所又は勤務場所を有することが必要です。

」

に改める。

別記第6号様式中「、住民票の写しその他申請内容を証する書類」を「その他申請内容を証する書類」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第13号

亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年亀岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「送致され、收容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に收容されている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第14号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年亀岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「73,090円」を「75,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「36,500円」を「37,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第38号

亀岡市新婚世帯支援事業補助金交付要綱（令和3年亀岡市告示第57号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「新婚世帯」を「新婚世帯等」に改める。

第2条第1号中「申請年度中に婚姻届」の次に「又は亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証（亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和3年亀岡市告示第20号。以下「パートナーシップ要綱」という。）第5条に規定する亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証をいう。以下同じ。）」を、「世帯で、婚姻届」の次に「又は亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証」を、「夫婦」の次に「又はパートナーシップ関係（パートナーシップ要綱第2条に規定するパートナーシップ関係をいう。以下同じ。）にある者」を加える。

第3条中「夫婦」の次に「又はパートナーシップ関係にある者」を、「新婚世帯」の次に「又はパートナーシップ関係にある者の世帯」を加える。

第4条中「婚姻」の次に「又は亀岡市パートナーシップの宣誓（パートナーシップ要綱第2条に規定する宣誓をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号及び第3号中「婚姻」の次に「又は亀岡市パートナーシップの宣誓」を加える。

第5条中「夫婦」の次に「又はパートナーシップ関係にある者」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所
氏名

亀岡市新婚世帯等支援事業補助金交付申請兼実績報告書

亀岡市新婚世帯等支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請及び実績報告します。

	<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書、婚姻届受理証明書又は亀岡市パートナーシップ宣言書受領証の写し <input type="checkbox"/> 夫婦又はパートナーシップ関係にある者の双方の所得が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 夫婦又はパートナーシップ関係にある者の双方の市税及び府税の滞納の有無が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 補助対象物件位置図 <input type="checkbox"/> 売買又は賃貸に係る契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書及び費用内訳の分かる書類 <input type="checkbox"/> (住宅購入の場合) 本事業に係る住宅の建物登記簿の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> (該当する場合) 住居手当支給額が分かる書類 <input type="checkbox"/> (該当する場合) 貸与型奨学金を返済したことが分かる書類 <input type="checkbox"/> (該当する場合) 離職票又は退職証明書
添付書類	

※補助対象(開始)日について

- ・ 婚姻又は亀岡市パートナーシップの宣誓を契機として新規に物件を購入した場合：契約日
- ・ 夫婦又はパートナーシップ関係にある者が婚姻日又は亀岡市パートナーシップの宣誓日以前から賃借していた物件に居住している場合：同居開始日又は4月1日のいずれか遅い日
- ・ 婚姻又は亀岡市パートナーシップの宣誓以前から同居していた場合：婚姻日
- ・ 婚姻又は亀岡市パートナーシップの宣誓を前提として新規に物件を賃借したことが分かる場合：同居開始日又は4月1日のいずれか遅い日

2 申請額

補助対象経費	円
補助申請額 (1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)	円

1 事業内容

氏名				
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	円
所得	円			
申請事業区分	<input type="checkbox"/> 住宅購入	<input type="checkbox"/> 住宅賃借	<input type="checkbox"/> 引越し	
婚姻又は宣誓日	年 月 日			
住所	亀岡市			
補助対象(開始)日※	年 月 日			
支払(開始)日	年 月 日			
事業費及び内訳	事業費			円
	家賃(賃借の場合)			円
	共益費(賃借の場合)			円
	仲介手数料(賃借の場合)			円

別記第2号様式中
 「氏名（夫）
 氏名（妻）」を
 「氏名
 氏名」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の亀岡市新婚世帯支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降に交付申請のあった補助金について適用し、令和4年3月31日以前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第39号

亀岡市移住支援金交付要綱（令和元年亀岡市告示第135号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第2号オ中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改め、同条第3号イ中「期間」の次に「（当該期間以外の期間のうち、東京都区部内の企業等へ就職した者に東京都区部内の大学等（学校教育法（昭和22年法

律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校をいう。以下同じ。）に在学していた期間があるときは、当該期間に東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた期間を加えた期間）」を加える。

第2条第4号中「移住先就業」を「移住先就業・一般」に、「次に掲げる」を「第5号に掲げるものを除き、次に掲げる」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 京都府移住支援事業補助金交付要綱（平成31年京都府告示第165号）の規定に基づき、京都府知事が指定する事業者（以下「指定事業者」という。）に雇用保険法第4条第1項で規定する被保険者として新たに雇い入れられること。

イ 指定事業者の事業所（東京圏外に所在するものに限る。）において業務に従事すること。

第2条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 移住先就業・プロフェッショナル人材次に掲げる要件を全て満たす就業をいう。

ア 「京都府中小企業事業継続・承継支援強化事業」を利用した移住及び就業であること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

ウ 指定事業者の事業所（東京圏外に所在するものに限る。）において業務に従事すること。

エ 離職することが前提でないこと。

(6) テレワーク移住 移住者がその転入前に就業していた事業者の業務に引き続き従事するときの転入であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- ア 転入により住所を定めた本市に継続して5年以上居住する意思を有していること。
- イ 自らの所属する事業者等からの命令ではなく、自己の意思による転入であること。
- ウ 移住者が所属する事業者が移住者に資金を提供している場合、内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を財源に充当していないこと。

第3条第1号中「移住先就業」を「移住先就業（一般・プロフェッショナル人材）、テレワーク移住」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第5条関係）

（宛先）亀岡市長

年 月 日

亀岡市移住支援金交付申請書

亀岡市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	◎		年 月 日
住所	〒		
メールアドレス		電話番号	

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、亀岡市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 亀岡市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
「農業振興事業費補助金交付要綱」に規定する移住支援金の受給の有無		A. 受給していない		B. 受給している

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

別紙1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 京都府移住支援事業に関する報告及び立入調査について、京都府及び亀岡市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、亀岡市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に亀岡市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
 - (4) 亀岡市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に亀岡市以外の市区町村に転出した場合：全額半額

4 転出元の住所

〒	
住所	

5 (東京23区に在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	〒
住所	
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他()

申請者は申請書のほか、次の書類を提出すること。

- ① 住民票の写し (世帯申請にあっては、申請者を含む世帯全員分)
- ② 移住元の住民票の除票の写し
- ③ 写真付き本人確認書類
- ④ 【移住先就業の場合】就業先企業等の就業証明書 (亀岡市移住支援金の申請用) (別紙3)
- ⑤ 【移住先起業の場合】起業支援金の交付決定通知書の写し
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

管理コード (亀岡市使用欄)	
----------------	--

別紙2

京都府移住支援事業に係る個人情報の取扱い

京都府及び亀岡市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、京都府及び本市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、京都府及び亀岡市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

別紙3

(宛先) 亀岡市長

年月日

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

㊤

就業証明書（亀岡市移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名		
勤務者住所	(移住を伴う場合、移住先の住所を記入)	
勤務先所在地		
勤務先電話番号		
就業開始年月日		
応募受付年月日	※テレワーク移住の場合は記入不要	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、出張、研修等含む）ではない	
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない	
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない	
※プロフェッショナル人材事業等を利用する場合のみ記入	※プロフェッショナル人材事業等を利用の場合は記入不要	
	目的達成後に離職することが前提ではない	
	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業	

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、京都府及び亀岡市の求めに応じて、京都府及び亀岡市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の亀岡市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降に交付申請のあった支援金について適用し、令和4年3月31日以前に交付申請のあった支援金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び所在地
KDDI株式会社
東京都新宿区西新宿2丁目3番2号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
 - (1) 楽天株式会社
東京都世田谷区玉川1-14-1
楽天クリムゾンハウス
 - (2) SBペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸1丁目7番1号
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
 - (3) 株式会社トラストバンク
東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
 - (4) 京都クレジットサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
 - (5) 京銀カードサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
 - (6) 株式会社ユニメディア
東京都千代田区幸町二丁目2番3号
 - (7) PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
 - (8) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
 - (9) 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町2-14
N. E. S. ビルN棟2階

(10) GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入
寄附金

3 指定をした日
令和4年4月1日

4 指定の期日
令和5年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託の相手方の名称及び住所
株式会社さとふる
東京都中央区京橋2丁目2番1号

2 委託した収納事務
寄附金の収納事務

3 委託期間
令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定納付受託者の名称及び所在地
PayPay株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
文化センター及び児童館使用料等
交流会館施設使用料

粗大ごみを除く直接搬入一般廃棄物処理
手数料

諸証明等発行手数料及び閲覧手数料

学校施設使用料

スポーツ安全保険負担金

文化資料館使用料及び雑入

3 指定をした日
令和4年4月1日

4 指定の期日
令和5年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第44号

ふるさと亀岡まちづくり応援交付金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

ふるさと亀岡まちづくり応援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都・亀岡ふるさと力向上基金条例（平成20年亀岡市条例第27号）に基づき積み立てた基金を活用して、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金（以下「交付金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付対象となる団体（以下「応援希望団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体であって、第7条の規定により市長が登録したものとする。

- (1) 地域の課題解決に資する公益性の高い事業を積極的かつ自主的に実施する団体で、第3条に規定する交付対象事業を行うこと。
- (2) 5人以上の構成員を有し、構成員の5割以上が亀岡市民であること。
- (3) 市内に事務所又は活動拠点を置き、主に市内で1年以上活動していること。
- (4) 定款、規約又は会則を定め会計処理が適切に行われていること。
- (5) 総会、理事会等において団体の意思決定をしていること。
- (6) 営利活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 政治的又は宗教的な活動を目的とした団体でないこと。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号の

いずれにも該当するものとする。

- (1) 主として市内において実施する事業であって、地域の課題解決に資する公益性の高いものであること。
- (2) 市から委託を受けている事業又は市及び市の財政援助団体が実施する他の制度による補助金等の交付を受けている事業でないこと。
- (3) 施設等の建設又は整備を主たる目的とする事業でないこと。
- (4) 宗教的又は政治的な活動に関する事業でないこと。
- (5) 法令等又は公序良俗に反する事業でないこと。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付対象となる経費は、交付対象事業の実施に要する費用（次の各号に掲げるものを除く。）とする。

- (1) 応援希望団体の運営に係る経常的な経費
- (2) 応援希望団体の役員に対して支払われる人件費及び報償費
- (3) 事業への参加者に給付することを目的とした経費又はこれに類するもの
- (4) 交付対象事業について補助金等（前条第2号に掲げるものを除く。）を受けているときは、その額に相当する経費

(交付金の額)

第5条 交付金は、寄附者が指定した応援希望団体に寄附額の10分の7に相当する額を限度として交付する。ただし、算出額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(登録の申請)

第6条 登録を受けようとする団体は、市長が定める日までにふるさと亀岡まちづくり応援交付金応援希望団体登録申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(登録の審査及び通知)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該団体を応援希望団体として登録し、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金応援希望団体登録通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(登録の有効期間及び更新)

第8条 前条に規定する登録は、有効期間を3年以内とし、登録の更新を行うことができるものとする。

(申請による登録の内容変更及び抹消)

第9条 応援希望団体は、その登録について、内容を変更し、又は抹消しようとするときは、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金応援希望団体登録変更（抹消）承認申請書（別記第3号様式）に係る書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録の内容変更又は抹消を行い、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金応援希望団体登録変更（抹消）承認書（別記第4号様式）を当該団体に通知するものとする。

(意見の聴取)

第10条 市長は、応援希望団体の登録又は登録の内容変更及び抹消の適否を決定するにあたり、亀岡市まちづくり協働推進委員会に意見を求めることができる。

(登録の抹消)

第11条 市長は、応援希望団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第6条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、登録団体として不相当であると市長が認めるとき。

(交付限度額の通知)

第12条 市長は、寄附金の受付期間における寄附金額及び交付限度額について、第5条の規定により算定し、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金交付限度額通知書（別記第5号様式）により応援希望団体に通知するものとする。ただし、寄附者の氏名等については、当該寄附者の同意を得た場合に限り通知するものとする。

(交付申請)

第13条 交付金の交付を受けようとする応援希望団体は、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金交付申請書（別記第6号様式）に係る書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第14条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付金の交付の可否を決定し、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金交付（不交付）決定通知書（別記第7号様式。以下「交付決定通知」という。）により交付申請団体に通知するものとする。

(交付対象事業の変更等の承認)

第15条 前条の規定による交付決定を受けた応援希望団体（以下「交付決定団体」という。）は、交付金の交付決定通知を受けた後に交付対象事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金事業変更（中止）承認申請書（別記第8号様式）に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更である場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条

件を付することができる。

3 市長は、前項の規定により、交付決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金変更承認（不承認）決定通知書（別記第9号様式）により当該団体に通知する。

（実績報告）

第16条 交付団体は、交付対象事業が完了したときは、その日から起算して30日以内（第16条第1項により交付対象事業の中止の承認を受けた場合は、当該承認通知書を受理した日から起算して30日以内）又は当該事業が完了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金実績報告書（別記第10号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付金の確定）

第17条 市長は、前条に規定する実績報告を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付額を確定の上、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金確定通知書（別記第11号様式）により、交付団体に通知するものとする。

（交付金請求）

第18条 交付決定団体は、前条の規定による通知を受けたときは、亀岡まちづくり応援交付金請求書（別記第12号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに交付金を交付するものとする。

（交付の特例）

第19条 市長は、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 交付団体は、前項に規定する概算払を受けようとするときは、前条第1項に規定する請

求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第20条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象事業の中止を承認したとき。
- (2) 交付決定団体が交付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により交付の決定又は交付を受けたとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金取消決定通知書（別記第13号様式）により交付決定団体に通知し、交付金が交付されている場合は期限を定めて当該交付金の返還を求めるものとする。

（証拠書類の整理及び保管）

第21条 交付決定団体は、対象事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託先

名称	所在地
株式会社大垣書店 亀岡店	亀岡市篠町野条上又11-1 アルプラザ亀岡3階
有限会社さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
株式会社やまざき商店	亀岡市北町19番地
株式会社松園荘	亀岡市葎田野町芦ノ山流田1-4
株式会社翠泉	亀岡市葎田野町芦ノ山イノシリ6-3
保津川遊船企業組合	亀岡市保津町下中島2番地
嵯峨野観光鉄道株式会社	京都市右京区嵯峨野天龍寺車道町
株式会社グロウティ	亀岡市余部町谷川尻10番地
一般社団法人きりぶえ	亀岡市葎田野町太田竹が花7番地
一般社団法人亀岡市観光協会	亀岡市追分町谷筋25番地30
一般社団法人森の京都地域振興社	亀岡市追分町谷筋25番地30
一般社団法人京都中央古民家再生協会	亀岡市安町釜ヶ前23番地6 アイディール・アザレア102

2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金

「京都・亀岡 暮らしと、ところ。」

「Kyoto-kameoka Hidden gem」

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第46号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 受託者

京都市下京区西七条掛越町65番地
公益社団法人京都府獣医師会
会長理事 清水 弘司

2 委託した徴収事務

狂犬病予防注射済票交付事務手数料

3 委託期間

令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第47号

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱（平成29年亀岡市告示第58号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第2号エ中「10kW未満」を「2kW以上10kW未満」に改める。

第5条中「電力会社と電力受給契約を締結し

た日から」を「電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の発行日から」に改め、同条第5号中「電力受給契約書」を「電力受給契約の内容が確認できる書類」に改める。

別記第1号様式中「電力受給契約書」を「電力受給契約の内容が確認できる書類」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降に交付申請のあった補助金について適用し、令和4年3月31日以前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第48号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、令和4年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 一般廃棄物の処理量の見込み

(1) ごみ

ア 燃やすごみ	18,453 t / 年 * 1
イ 埋立てごみ	1,671 t / 年 * 2
ウ 粗大ごみ	368 t / 年
エ 資源ごみ	
(ア) カン類	237 t / 年
(イ) ビン類	457 t / 年
(ウ) ペットボトル	141 t / 年
(エ) スプレー缶	25 t / 年
(オ) プラスチック製容器包装	751 t / 年
(カ) 使用済小型家電	12 t / 年
(キ) 使用済乾電池	23 t / 年
(ク) 廃蛍光管	3 t / 年
(ケ) 生ごみ・食用油	4 t / 年
(コ) 新聞・雑誌・段ボール・古布類	1,733 t / 年

(2) 犬、猫等の死体 340体 / 年

(3) し尿及び汚泥

ア し尿	4,989kl / 年
イ 浄化槽汚泥	4,699kl / 年

* 1 重複カウントになるため、燃やすごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量及びプラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いている。

* 2 重複カウントになるため、埋立てごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類・プラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いている。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
燃やすごみ	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社 (委託、以下同じ) (株)カンボ	焼却/桜塚クリーンセンター (直営、以下同じ)	残渣埋立/大阪湾広域 臨海環境整備センター神戸 沖埋立処分場及び 大阪沖埋立処分場(委託、 以下同じ)	
	事業系	許可業者※下記のとおり			
埋立てごみ	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社	/	埋立/エコビ [®] ア亀岡(直 営、以下同じ)	
		許可業者			
粗 大 ご み	可燃性	家庭系	破碎/エコビ [®] ア亀岡、 焼却/桜塚クリーンセンター	残渣埋立/エコビ [®] ア亀岡、 大阪湾広域臨海 環境整備センター神戸沖 埋立処分場及び大阪 沖埋立処分場	
		事業系			許可業者
	不燃性	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社	資源化/民間処理施 設	残渣埋立/民間最終処 分場、エコビ [®] ア亀岡
			許可業者		
資源ごみ	カン類	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビ [®] ア 亀岡	残渣埋立/エコビ [®] ア亀岡 、資源化/民間処理 施設	
	ビン類	(公財)亀岡市環境事業公社	選別/エコビ [®] ア亀岡	残渣埋立/エコビ [®] ア亀岡 、資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会(委託、以下 同じ)・民間処理施設	
	ペットボトル	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	資源化/民間処理施設	
		委託業者			
	スプレー缶	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビ [®] ア 亀岡	残渣埋立/エコビ [®] ア亀岡 、資源化/民間処理 施設	
	プラスチック製 容器包装	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	残渣埋立/エコビ [®] ア亀岡 、焼却/桜塚クリーンセ ンター、資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会	
	使用済小型家電	委託業者	/	資源化/民間処理施設	
	使用済乾電池・ 使用済充電式電池	(公財)亀岡市環境事業公社	/	資源化/民間処理施設	
	廃蛍光管	委託業者	/	資源化/民間処理施設	
	使用済インク カートリッジ	協定締結業者	/	資源化/民間処理施設	
	生ごみ・食用油	民間業者	/	/	
	新聞・雑誌・段 ボール・古布類	民間業者	/	/	

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者〔種別/一般廃棄物(ごみ)〕大田産業(株)、(株)カンボ、南丹清掃(株)、松波商店、安田産業

株、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ、(株)クリーンプラン

(2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(公財)亀岡市環境事業公社、南丹清掃(株)(委託)	脱水・焼却／京都中部クリーンセンター	残渣埋立／大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別／浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

3 ごみ処理実施計画

(1) こどもたちに美しいふるさと亀岡を残すための活動の支援

ア ごみ減量・資源化の市民活動を支援する体制の充実

- (ア) 美化活動や環境保全活動に取り組む団体や地域コミュニティの支援
- (イ) 地域のコミュニティなどによる資源化・分別排出の取組の支援

イ 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実

- (ア) 環境配慮型イベントの推進
- (イ) 環境学習の場の提供
- (ウ) 小中学校における環境教育の強化
- (エ) 就学前教育の充実

ウ ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援

- (ア) 誰もがわかるごみ分別情報の提供
- (イ) 環境ポスター・標語等の募集
- (ウ) 高齢者等のごみだし困難世帯の見守り支援

(2) 2R（リデュース／排出抑制、リユース／再使用）の強化

ア 生活系ごみの2Rに向けた取組

- (ア) 家庭から排出される食品廃棄物などの減量
- (イ) 環境家計簿の普及拡大
- (ウ) ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣の普及に向けた環境の整備
- (エ) 不用品交換会の実施

イ 事業系ごみの2Rに向けた取組

- (ア) 市役所の事業系一般廃棄物管理票の導入
- (イ) 排出者責任を浸透させる啓発活動
- (ウ) 事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト）の義務化（条例制定など）の検討
- (エ) 環境マネジメントシステムの導入支援
- (オ) 多量排出事業者の届出制度（条例制定など）の検討
- (カ) 紙ごみ搬入禁止（条例制定など）の検討
- (キ) クリーンセンターにおける搬入指導の実施
- (ク) 事業者から排出される食品廃棄物の実態の把握

- (ケ) 事業者から排出される食品廃棄物減量の取組
 - (3) 取り組みやすい資源化システムの構築
 - ア 市民が取り組みやすい資源化システムの構築
 - (ア) 公共施設における拠点回収の拡充
 - (イ) 事業者が提供する資源ごみ回収拠点の支援
 - (ウ) イベント回収の実施
 - イ 事業者が取り組みやすい資源化システムの構築
 - (ア) 事業者による古紙の資源化の拡大
 - (イ) 剪定枝等の堆肥化の推進
 - ウ 中間処理等の充実による資源化システムの構築
 - (ア) 中間処理施設（民間）の活用による資源回収
 - (イ) 焼却灰のリサイクルの検討
 - (ウ) 生ごみ等のバイオマス利用の検討
 - (エ) 剪定枝や落葉等の堆肥化の推進
 - (4) ごみの適正処理に向けた体制・仕組みの整備
 - ア 収集・運搬体制の充実に向けた取組
 - (ア) 生活系ごみの公益法人等による収集・運搬の継続
 - (イ) 収集体制等の効率化
 - イ 受益者負担の適正化の取組
 - (ア) 事業系のごみ処理手数料の見直し
 - (イ) 家庭系のごみ処理手数料（亀岡市指定ごみ袋の料金含む。）の見直し
 - ウ 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備
 - (ア) 適正処理困難物に対する体制の整備
 - (イ) 廃蛍光管や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備
 - エ 最終処分体制の充実に向けた取組
 - (ア) 第3期大阪湾フェニックス計画への参加
 - オ 計画の着実な履行に向けた取組
 - (ア) ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価
 - (5) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策の強化
 - ア 不法投棄対策の強化
 - (ア) 不法投棄に対する監視活動の強化
 - (イ) 捜査機関などの関係機関との連携強化
 - イ 災害廃棄物対策の点検・見直し
 - (ア) 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
 - (イ) 災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）
- 関連施設の概要
- ア 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0 t／6 h）

ビン類：ストックヤード（カレット）208.8m³（W24m×L6m×H1.45m）

プラスチック製容器包装：ストックヤード 222.39m²

ペットボトル：ストックヤード 38.91m²

使用済小型家電：ストックヤード 32.89m²

イ 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

磁気式選別機＋車両型2軸剪断式破碎機（4.9 t／5 h）

4 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先
燃やすごみ	家庭系	12,642 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター
		2,500 t	南丹市及び京丹波町全域	船井郡衛生管理組合より搬入	週1回	
	事業系	5,313 t	市内全域	戸別	随時	
埋立てごみ	家庭系	1,562 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（埋立処分場）
粗大ごみ	可燃性	171 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡（破碎処理施設）
	不燃性	76 t		戸別	随時	エコトピア亀岡（保管施設）
資源ごみ	カン類	237 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（資源化施設及び保管施設）
	ビン類	457 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
	ペットボトル	141 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
				拠点	随時	民間処理施設
	スプレー缶	25 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（資源化施設及び保管施設）
	プラスチック製容器包装	751 t	市内全域	ステーション	週1回	エコトピア亀岡（保管施設）
	使用済小型家電	12 t	市内全域	拠点	随時	エコトピア亀岡（保管施設）
	使用済乾電池	23 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
	廃蛍光管	3 t	市内全域	拠点	随時	民間処理施設
	生ごみ・食用油	4 t	—	戸別	随時	民間処理施設
	新聞・雑誌・段ボール・古布類	1,733 t	—	戸別	随時	資源回収業者施設

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

5 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	連続燃焼式
	公称能力	120 t / 日 (60 t / 炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	12,642 t / 年
	許可業者	5,313 t / 年
	船井郡衛生管理組合	2,500 t / 年
	その他	1,116 t / 年
残渣の量及び処分方法		2,600 t / 年 (海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物の見込量である。

6 最終処分計画

(1) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	13,740㎡
	埋立容量	77,920㎡
	残余容量	18,241㎡
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	1,534 t / 年
	許可業者	28 t / 年
	その他	125 t / 年
年間埋立容量		3,089㎡
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

(2) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,600 t / 年

7 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

区 分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、蕨田野町の各一部又は全部	72,450人
特定環境保全公共下水道	保津町	1,692人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（犬甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	8,029人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	50人
浄化槽	市内全域	6,417人
その他（委託業者）	市内全域	2,249人

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	4,989k1/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	4,699k1/年	随時	戸別	市内全域

イ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	京都中部クリーンセンター
	所在地	南丹市八木町室河原大見谷47番地
	処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理＋焼却
	公称能力	94k1/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	4,989k1/年
	許可業者	4,699k1/年
残渣の発生量及び処分方法		60 t（海面埋立処分）

処理施設の概要	施設名	半国浄化センター（農業集落排水処理施設）
	所在地	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地2
	処理方式	オキシデーション・ディッチ方式
	公称能力	276m ³ /日
脱水汚泥の発生量及び処分方法		36 t（三重県の民間業者に委託）

ウ 最終処分計画

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	60 t /年

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	36 t /年

「揭示済」

亀岡市告示第49号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務を別紙のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

会社名等	住 所	電話番号
中井商店	亀岡市余部町古城21番地	22-0012
本間煙草店	亀岡市余部町中条21番地	22-2839
セブン-イレブン 亀岡余部店	亀岡市余部町天神又8-6	22-7665
ローソン ガレリアかめおか前店	亀岡市余部町樋又82番1号	22-2505
NPO 法人自立支援センターかめおか太陽共同作業所	亀岡市余部町樋又61番地	25-5399
亀岡メンテナンス㈱	亀岡市荒塚町2丁目4番12号	24-6777
南丹清掃㈱	亀岡市荒塚町2丁目14番10号	22-4488
服部タバコ店	亀岡市荒塚町1丁目5番5号	22-2199
㈱マツモト 荒塚店	亀岡市荒塚町鍛冶ヶ嶋6番地	22-8588
畑荒物店	亀岡市内丸町28番地	22-0351
セブン-イレブン 亀岡駅前店	亀岡市追分町大堀54番1	22-2525
加瀬たばこ店	亀岡市追分町八ノ坪9番地9	22-1403
亀岡商業協同組合ふれ愛エコステーション	亀岡市追分町馬場通19番地2 プティ会館2F	22-6161
㈱西友 亀岡店	亀岡市追分町馬場通15番地1	24-0111
ソニーショップムカイデ	亀岡市追分町馬場通20番地13	23-8356
㈱マルセン 亀岡駅前店	亀岡市追分町馬場通21番地5	22-0230
セブン-イレブンハートイン JR亀岡駅改札口店	亀岡市追分町谷筋1番地1	29-2732

会社名等	住 所	電話番号
ファミリーマート 亀岡追分町店	亀岡市追分町藪ノ下11番5	21-1226
(株)ウエダ本社	亀岡市河原町77番地	22-1890
(有)マルセン 河原町店	亀岡市河原町3番地	22-0051
山口電機(株)本店	亀岡市河原町169番地	22-0837
ファミリーマート 亀岡河原町店	亀岡市河原町164番地1	29-5036
(株)栄広堂	亀岡市河原町24番地	22-0146
協同組合亀岡ショッピングセンターアミティ	亀岡市古世町2丁目4番1号	24-1414
ドラッグユタカ 亀岡中央店	亀岡市古世町2丁目135番地	22-5009
イオンリテール(株) イオン亀岡店	亀岡市古世町西内坪101番地	22-3113
セブン-イレブン 亀岡中矢田店	亀岡市古世町芝原42-1	25-1185
(有)桂商店本店	亀岡市塩屋町56番地	22-0233
(株)アヤハディオ 亀岡店	亀岡市下矢田町3丁目14番1号	25-4646
ファミリーマート 亀岡下矢田店	亀岡市下矢田町大末2番10号	21-0500
(株)サンフェステ 業務スーパー亀岡店	亀岡市下矢田町2丁目216番6号	21-1780
矢田の里	亀岡市下矢田町君塚16	21-0154
(有)桂商店 中矢田店	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地	22-3044
(株)マツモト 中央店	亀岡市西堅町61番地1	24-3811
(株)ミゾツラ電器	亀岡市旅籠町31番地	22-5856
成田米穀	亀岡市旅籠町32番地	22-0518
大道建具店	亀岡市三宅町40番地	22-4792
加地商店	亀岡市安町24番地37	22-0210
亀岡市役所内母子会売店	亀岡市安町野々神8番地	22-3131(代)
(株)くらしの店丹和	亀岡市安町17番地	22-4147
マンマル産業(株)	亀岡市安町25番地	22-0572
(株)ハートフレンド フレスコ 亀岡安町店	亀岡市安町釜ヶ前89	29-6801
ライス&リカー 亀岡店	亀岡市東別院町鎌倉見立24-178	27-3838
東別院町自治会	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1	27-2001
中村商店	亀岡市西別院町神地御手洗13番地	27-2521
上田食料品店	亀岡市曾我部町穴太裏条2番地	22-5429
ミニストップ 亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太大塚54番地	25-4628
セブン-イレブン 亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太大塚22番地1	22-7721
岩本商店	亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18	23-4130
オクノ電化	亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51	23-6945
木内商店	亀岡市曾我部町南条上河原47番地11	22-0753
ファミリーマート 亀岡曾我部町店	亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1	24-2302
ローソン 京都先端科学大学前店	亀岡市曾我部町南条上河原12番地12	22-7008
原田商店	亀岡市曾我部町西条下千代8番地1	22-2208
吉川簡易郵便局	亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地	25-2361
吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63番地	22-0196
魚繁石野商店	亀岡市蕨田野町太田油田3番地	22-0654
栗山商店	亀岡市蕨田野町奥条門田36番地	23-2076
社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	亀岡市蕨田野町佐伯大門30番地1	24-2596
ローソン 亀岡ひえだの町店	亀岡市蕨田野町佐伯浦亦15番地1	24-3223
蕨田野町自治会	亀岡市蕨田野町佐伯西ノ辻9番地1	22-3840
本梅町自治会	亀岡市本梅町井手梅原3番地	26-3001
中村商店	亀岡市本梅町中野清水口17番地	26-3088
ファミリーマート 亀岡本梅町店	亀岡市本梅町中野大向8-4	26-6000

会社名等	住 所	電話番号
かね新商店	亀岡市本梅町西加舎佃23番地	26-3012
奥村酒店	亀岡市本梅町東加舎大前後13番地	26-3019
畑野町自治会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	28-2752
社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	亀岡市宮前町猪倉城山8番地21	26-5434
森政商店	亀岡市宮前町神前上段川28番地	26-2199
西田食品店	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2	26-2028
ファミリーマート 亀岡宮前町店	亀岡市宮前町宮川稲荷111-3	26-6055
東本梅町自治会	亀岡市東本梅町赤熊蟻間野35-1	26-2504
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン 亀岡大井店	亀岡市大井町北金岐柿木原4番地1	22-7571
谷村たばこ店	亀岡市大井町土田2丁目12番17号	24-0003
(株)マツモト 大井店	亀岡市大井町土田2丁目15番8号	24-5858
大井町自治会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号	22-0157
シミズ薬品(株) ダックス大井店	亀岡市大井町土田3丁目30番1号	29-2624
(株)おくむら	亀岡市大井町並河2丁目25番2号	24-4387
ふくしま	亀岡市大井町並河2丁目11番36号	23-9477
ファミリーマート 亀岡大井町店	亀岡市大井町並河2丁目22番3号	29-5979
セブン-イレブン 亀岡並河店	亀岡市大井町並河2丁目5番9号	22-7100
(株)ユニス セブン-イレブン 亀岡大井店	亀岡市大井町並河2丁目29番5号	23-0704
(株)マツモト 大井南店	亀岡市大井町並河4丁目8番地	23-2558
(株)カインズ カインズ亀岡店	亀岡市大井町並河4丁目20番地	21-3111
(株)コスモス薬品 ドラッグコスモス大井店	亀岡市大井町並河5丁目11番地	21-1030
(株)さとう フレッシュバザール亀岡大井店	亀岡市大井町並河坂井67番地	25-3310
ドラッグユタカ 亀岡並河店	亀岡市大井町並河前脇30番地	29-1365
(有)プレミアム セブン-イレブン 亀岡今津2丁目店	亀岡市千代川町今津2丁目4番15号	25-0696
ドラッグユタカ 千代川店	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6	24-5088
(有)さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号	22-3123
(株)マツモト 千代川店	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	24-8128
永梅商店	亀岡市千代川町小林北ン田63番地	22-5308
(株)サンフェステ サンフェステ千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3	22-8176
ファミリーマート 亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地2	21-2350
クスリキリン堂 亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地14	21-1060
BOOKOFF京都亀岡店	亀岡市千代川町小林北ン田67-1	29-4862
(株)さとう フレッシュバザール 亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田44	22-1000
浅田電気商会	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号	23-1150
ローソン 亀岡千代川店	亀岡市千代川町千原2丁目12番1号	21-2203
美馬たばこ店	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号	24-0720
かどや百貨店	亀岡市馬路町住吉15番地6	23-5266
(有)橋本電機	亀岡市馬路町住吉14番地7	22-1135
馬路町自治会	亀岡市馬路町流川2番地1	22-0661
中川商店	亀岡市馬路町前ノ側22番地	22-0686
中沢商店	亀岡市馬路町万年42番地5	23-6246
ファミリーマート 亀岡馬路町店	亀岡市馬路町砂取24番地2	29-6031
旭町自治会	亀岡市旭町年角25番地	22-5533
川勝商店	亀岡市旭町山ノ神2番地1	24-5440
千歳町自治会	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	22-0682
河原林町自治会	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1	22-0120
吉田商店	亀岡市保津町上火無28番地43	24-2021

会社名等	住 所	電話番号
保津町自治会	亀岡市保津町構ノ内53番地	22-0810
ファミリーマート 亀岡保津町店	亀岡市保津町下大年3番57	21-1057
魚政商店	亀岡市保津町宮ノ上18番地	22-0143
かさや木村商店	亀岡市保津町宮ノ上13番地	22-0323
タケモ(株) タケモ商店	亀岡市保津町沢目52番地	22-0278
セブン-イレブン 亀岡篠町王子店	亀岡市篠町王子西山5番地1	23-1202
セブン-イレブン 亀岡篠町馬堀店	亀岡市篠町馬堀広道6番地1	24-2405
ファミリーマート 亀岡篠町店	亀岡市篠町馬堀広道13-1	21-3960
スマイリングかめおか	亀岡市篠町馬堀南垣内21番地37 モールショップ馬堀内	24-5065
(株)マツモト うまほり店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2	23-2266
(株)スギ薬局 スギドラッグ馬堀店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地5	29-5534
ローソン 亀岡馬堀店	亀岡市篠町馬堀南垣内43番地3	29-2005
(株)石野商店	亀岡市篠町柏原町頭45番地	22-0746
井内商店	亀岡市篠町篠中北裏65番地	22-0754
くすり光琳	亀岡市篠町篠野田10番地39	22-5586
(有)隅田農園 隅田酒店	亀岡市篠町篠上中筋28番29番合地	22-0116
(株)スギ薬局 ジャパン亀岡店	亀岡市篠町浄法寺松岡23番地3	24-4232
ローソン 亀岡頼政塚店	亀岡市篠町浄法寺中村26番地1	20-8621
シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村40番地2	29-2625
(株)ハートフレンド フレスコ 亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村45番地1	29-6661
ローソン 亀岡つつじヶ丘店	亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷28-1	21-1870
アル・プラザ亀岡	亀岡市篠町野条上又11番地1	25-4111
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン 亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1	29-6703
竹茂商店	亀岡市篠町広田1丁目13番8号	23-4863
(株)酒井商店 広田店	亀岡市篠町広田3丁目7番1号	23-8467
(株)酒井商店 見晴店	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号	23-8022
山口電機(株) つつじヶ丘支店	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号	24-8130
(株)サンフェステ 業務スーパー 篠店	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号	29-5686
(有)桂商店 西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号	24-6800
西つつじヶ丘自治会	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号	23-2444
(株)黒川 西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目24番1号	22-0077
(有)ハートピアサノ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号	23-9996
(株)マツモト ピアタウン店	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番3号	25-2358
リカーショップ寿屋	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号	24-8639

「揭示済」

亀岡市告示第50号

亀岡市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知に関する要綱（平成27年亀岡市告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第3号中「特許業務法人」を「弁理士法人」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第51号

亀岡市医療費等支払資金貸付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市医療費等支払資金貸付要綱等の一部を改正する告示

（亀岡市医療費等支払資金貸付要綱の一部改正）

第1条 亀岡市医療費等支払資金貸付要綱（平成13年亀岡市告示第43号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

「

被保険者 証の記号 番 号

」を「

被保険者の 記号・番号

」に改める。

(亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱の一部改正)

第2条 亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱(平成20年亀岡市告示第17号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「
受診者の属する
被保険者証の記
号及び番号
」を「
受診者の属する
被保険者の
記号・番号
」に改める。

別記第3号様式中

「
被保険者証の
記号及び番号
」を「
被保険者の
記号・番号
」に改める。

(亀岡市国民健康保険出産育児一時金受領委任払実施要綱の一部改正)

第3条 亀岡市国民健康保険出産育児一時金受領委任払実施要綱(平成19年亀岡市告示第45号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

「
被保険者証
記号・番号
」を「
被保険者
記号・番号
」に改める。

別記第3号様式中

「
被保険者証の記号番号
」を「
被保険者の記号・番号
」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第52号

亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱（平成12年亀岡市告示第111号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表第2減免対象保険料の欄を次のように改める。

減免対象保険料
令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（所得割、均等割、平等割）及び令和3年度相当分の保険料額であって、令和3年度末の資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が設定されているもの（所得割、均等割、平等割）

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第53号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第54号

亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱（平成31年亀岡市告示第22号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表1の項中「月4日以内」を「月10日以内」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第55号

亀岡市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市重度障害者等就労支援特別
事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業として、重度障害者等就労支援特別事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度障害者等 法第5条第3項に規定する重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）、同条第4項に規定する同行援護（以下「同行援護」という。）又は同条第5項に規定する行動援護（以下「行動援護」という。）のいずれかの支給決定を受けている者をいう。
- (2) 障害者雇用助成金 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金をいう。
- (3) 民間企業 障害者雇用助成金の対象となる事業主をいう。
- (4) 自営業者等 第3条第1号に規定する者及び公務部門で雇用される者その他これに準ずる者以外の者をいう。
- (5) 支援計画書 重度障害者等の通勤、職場等において必要な支援について、民間企業が指定特定相談支援事業所等（指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第

28号）第3条第1項の指定特定相談支援事業所をいう。）及び障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項の障害者就業・生活支援センターをいう。）をいう。）と連携してとりまとめた支援計画書をいう。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有する重度障害者等であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民間企業に雇用される者であつて、1週間の所定労働時間が10時間以上（当該年度末までに当該民間企業が1週間の所定労働時間を10時間以上に引き上げることが支援計画書において確認できる場合を含む。）のもの（法第5条第14項に規定する就労継続支援の利用者を除く。）
- (2) 自営業者等であつて、当該自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上の者のうち、当該自営業等に従事することにより所得の向上が見込まれると市長が認めたもの

(支援対象の範囲)

第4条 支援対象の範囲は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 第3条第1号に規定する対象者 通勤支援・職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準告示」という。）において、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出として支給対象外となる部分をいう。）であつて、障害者雇用助成金を活用しても当該重度障害者等の

雇用継続に支障が残るものとして支援計画書において認められた部分又は時間とする。

(2) 第3条第2号に規定する対象者 重度障害者等が自営業者等として働く場合において必要となる支援の部分又は時間とする。

(支援の内容)

第5条 重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業を行う障害福祉サービス事業者（以下「重度訪問介護等サービス事業者」という。）は、対象者に重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等のサービス（以下「サービス」という。）を提供するものとする。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者（自営業を始めようとする者及び雇用されることが内定している者を含む。以下「申請者」という。）は、亀岡市重度障害者等就労支援特別事業利用申請書（別記第1号様式）に、受給者証（法第22条第8項に規定する受給者証をいう。）の写し、支援計画書その他関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、亀岡市重度障害者等就労支援特別事業利用決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、重度訪問介護等サービス事業者と契約を締結し、サービスの提供を受けるものとする。

(有効期間)

第8条 前条の規定による利用の決定（以下「利用決定」という。）の有効期間は、利用決定がなされた日から当該日の属する年度の末日までとする。

(変更の申請)

第9条 利用者は、第6条に規定する申請の内

容に変更が生じたときは、亀岡市重度障害者等就労支援特別事業変更申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、利用決定の内容に変更がある場合は、亀岡市重度障害者等就労支援特別事業利用変更決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。（辞退の届出）

第10条 利用者は、退職、雇用契約の変更その他の事情により、第3条に規定する要件を満たさないこととなったとき又は事業の利用が必要なくなったときは、亀岡市重度障害者等就労支援特別事業辞退届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用決定の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により利用決定を受けたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に事業に係る費用が支払われているときは、第7条第2項の規定により利用者として契約を結んだ重度訪問介護等サービス事業者（以下「契約事業者」という。）に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(費用の負担)

第12条 利用者は、利用決定に基づき契約事業者からサービスを受けたときは、当該サービスに要する費用の一部を当該契約事業者

直接支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者が契約事業者に支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、別表に定めるサービス費の単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「基準額」という。）の100分の10に相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 利用者が同一の月に受けた事業に係る自己負担額の合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に定める負担上限月額（以下「負担上限月額」という。）を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該月における自己負担額は、負担上限月額とする。

（契約事業者からの請求）

第13条 契約事業者は、利用者にサービスを提供したときは、基準額から第12条第2項又は第3項により算定した額を控除した額（以下「サービス提供費」という。）を、利用者に事業を提供した日の属する月の翌月の20日までに関係書類を添えて市長に請求しなければならない。

（契約事業者への支払い）

第14条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、契約事業者にサービス提供費を支払うものとする。

（秘密の保持）

第15条 契約事業者の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要

な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別表・別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第56号

亀岡市ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置設置事業実施要綱（平成12年亀岡市告示第52号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条第1項中「し、電話回線に接続して」を「することにより」に改める。

別記第1号様式中「電話回線を通じて」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第57号

亀岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成17年亀岡市告示第26号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第5条を削る。

第4条第3項を次のように改める。

3 市長は、審判の結果成年後見人等が選任されなかった場合又は成年後見人等が選任された場合であり、かつ、当該審判請求対象者が審判の請求に関する費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者であるときは、前項に規定する求償をしないものとする。

第4条を第5条とする。

第3条中「対象者」を「審判請求対象者」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(支援事業の対象者)

第3条 支援事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項又は第2項の規定により市に住所を有するものとみなされる者
- (3) 亀岡市後期高齢者医療に関する条例(平成20年亀岡市条例第11号)第3条の規定により市が保険料を徴収すべき被保険者
- (4) 住所地特例対象被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項に規定する「住所地特例対象被保険者」をいう。)であり、市が行う介護保険の被

保険者である者

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づき、市が介護給付費等の支給決定を行っている者
 - (6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条の規定に基づき、市が保護を決定し、実施している者
 - (7) その他市長が認める者
- 第6条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(成年後見人等に係る報酬の助成)

第6条 市長は、第2条第3号に掲げる報酬額の助成について、要支援者に成年後見人等が選任された場合であり、かつ、要支援者が選任された成年後見人等の報酬に係る費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者であるときは、当該要支援者に対して、選任された成年後見人等の報酬に係る費用として、当該要支援者が施設に入所している場合は月額18,000円を、その他の場合は月額28,000円を上限に助成するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第6条に定める報酬額の助成は、令和4年4月1日以後に報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬について適用し、令和4年3月31日以前に報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額の助成については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第58号

亀岡市妊婦健診費用助成要綱（平成20年亀岡市告示第53号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名を次のように改める。

亀岡市妊産婦健診費用助成要綱

「妊婦」を「妊産婦」に改める。

第1条中「基づき、妊産婦」の次に「（妊娠中又は出産後おおむね1箇月以内の女子をいう。）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第7条関係）

内 容	回数	単 価	金 額
基本健診（問診、診察、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導）	14	3,240円	45,360円
多胎基本健診	6	3,240円	19,440円
血液検査（貧血・血糖）	2	3,380円	6,760円
血液検査（血液型）	1	480円	480円
血液検査（貧血）	1	1,830円	1,830円
免疫検査	1	5,100円	5,100円
B群溶血性レンサ球菌検査	1	3,700円	3,700円
H I V抗体価検査	1	1,120円	1,120円
子宮頸がん検査（細胞診）	1	3,200円	3,200円
超音波検査	4	5,300円	21,200円
多胎追加超音波検査	3	5,300円	15,900円
H T L V - 1抗体検査	1	850円	850円
性器クラミジア検査	1	2,330円	2,330円
産婦健康診査	2	5,000円	10,000円
合 計			137,270円

別記第2号様式中

3,360		3,380
480		480
3,360		3,380
1,810		1,830
4,540		5,100
3,600		3,700
1,150		1,120
3,400		3,200
3,400	を	3,200
3,400		3,200
5,300		5,300
5,300		5,300
5,300		5,300
5,300		5,300
850		850
2,380		2,330

に、

多胎⑤	年 月 日		3,240	多胎 超音波③	年 月 日		5,300
多胎⑥	年 月 日		3,240				

を

多胎⑤	年 月 日		3,240	多胎 超音波③	年 月 日		5,300
多胎⑥	年 月 日		3,240	産婦検診①	年 月 日		5,000
				産婦検診②	年 月 日		5,000

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第59号

亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱（平成26年亀岡市告示第219号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第1号中「人工授精及び」を削り、「医療保険各法に基づく不妊治療」の次に「又は先進医療（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）で定める先進医療で、厚生労働大臣が認めた病院又は診療所で行うものに限る。以下同じ。）」を加える。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱（平成16年京都府告示第485号）の適用を受ける治療については、助成金の対象としない。

別表第2中「人工授精」を「先進医療」に改める。

別記第1号様式中

「

申請の種類	以下のいずれかにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 一般不妊治療 <input type="checkbox"/> 不育症治療等
-------	--

」を

「

申請の種類	以下のいずれかにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 一般不妊治療 <input type="checkbox"/> 人工授精 <input type="checkbox"/> 不育症治療等 <input type="checkbox"/> 先進医療等（保険適用外）
	<input type="checkbox"/> 体外受精 <input type="checkbox"/> 顕微授精 <input type="checkbox"/> 男性不妊治療

」に改める。

別記第2号様式の1中

「

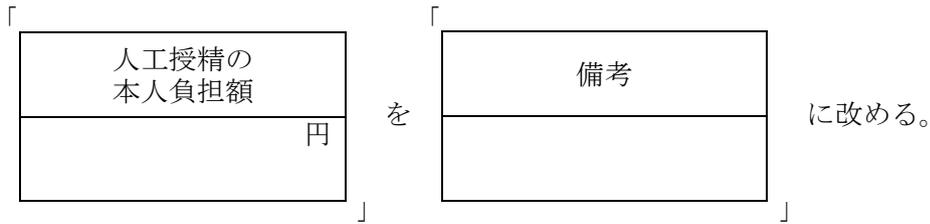
保険診療に要した 総点	点	ア 保険診療分の本人 負担（領収）額	円
イ 人工授精に係る本人 負担（領収）額	円	ア+イ 合計金額	円

」を

「

保険診療に要した 総点	点	保険診療分の 本人負担額	円
----------------	---	-----------------	---

」に、



附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降に終了した治療について適用し、令和4年3月31日以前に終了した治療については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第60号

亀岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成20年亀岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「要保護児童（」を削り、「要保護児童をいい、」を「要保護児童（」に、「第33条第8項」を「第33条第10項」に、「（以下「延長者等」という。）を含む。以下同じ。）」を「を含む。以下「要保護児童」という。）」に、「要支援児童（同条」を「法第6条の3」に、「をいう。以下同じ。）」を「（以下「要支援児童」という。）」に改め、「特定妊婦（」を削り、「特定妊婦をいう。以下同じ。）」を「特定妊婦（以下「特定妊婦」という。）」に改める。

第2条中「（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）」及び「に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第61号

亀岡市光秀（シャチホコ）広場にぎわいイベント支援補助金交付要綱（平成29年亀岡市告示第67号）は、廃止する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託先

名称	所在地
株式会社 やまざき商店	亀岡市北町19番地
有限会社 さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
BOOKS はあぶ	亀岡市追分町馬場通21番地15
一般社団法人 亀岡市観光協会	亀岡市追分町谷筋25番地30

2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金
「亀岡の行事と行事食」

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第63号

亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付要綱（平成28年亀岡市告示第59号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第4号を次のように改める。

(4) 公共交通不便地に準ずる地域 バス停・鉄道駅とおおむね40メートル以上の高低差がある地域又はバスが営業時間内におおむね3時間以上運行しない時間がある地域をいう。

第3条第1号中「自治会」の次に「、社会福祉協議会、NPO法人」を加え、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別表中「260万円」を「200万円」に改め、

「

地域生活交通事業を行うための車両を購入するために要する経費及び事業導入に要する経費であって市長が必要と認めるもの

」を

「

地域生活交通事業を行うための車両（バックモニター及びドライブレコーダーが設置されていないものを除く。）を購入するために要する経費及び事業導入に要する経費であって市長が必要と認めるもの

」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第64号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託先
 - 名称 一般社団法人亀岡市観光協会
 - 所在地 京都府亀岡市追分町谷筋25番地30
- 2 委託した徴収事務
 - 亀岡市立図書館中央館第2駐車場におけるバスの駐車料金
- 3 委託期間
 - 令和4年4月1日から
 - 令和5年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第65号

亀岡市保育所保育料徴収員取扱要綱（平成15年亀岡市告示第17号）は、廃止する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第66号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
 - 還付通知書 平成25年度～平成27年度軽自動車税
- 2 送達を受けるべき者
 - 住所 省略
 - 氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町春日部区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 齋藤 厚

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「三宅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 北川 鯉助

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「北古世町自治会」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 省略

(2) 変更年月日 令和4年4月1日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 笠井 俊夫

(2) 変更年月日

令和4年4月1日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「西堅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 太田 勝

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「古世町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 宮本 政博

2 変更年月日

令和4年4月2日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「東堅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 浅田 進

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「山階区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 人見 博也
- 2 変更年月日
令和4年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町かすみヶ丘区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 山本 和雄
- 2 変更年月日
令和4年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第4区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 山田 温通
- 2 変更年月日
令和4年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町西条区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 木内 清孝
- 2 変更年月日
令和4年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町国分区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 安藤 俊次
- 2 変更年月日
令和4年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「横町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 木村 雅己
- 2 変更年月日
令和4年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町今津区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 樋口 一治
- 2 変更年月日
令和4年4月3日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島下島区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 関 博之
- 2 変更年月日
令和4年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 吉川 肇
- 2 変更年月日
令和4年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町出雲台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大西 等

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町河原尻高野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 湯浅 好晃

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第6区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 井上 浩夫

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町重利区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 若林 平二

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町綾町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 綾野 昌弘

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町グリーンタウン区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 佐藤 義嗣

2 変更年月日

令和4年4月10日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕪田野町太田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 福林 正男

2 変更年月日

令和4年4月3日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第七区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 渡邊 一男

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕪田野町鹿谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 竹岡 嘉昭

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町森区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 石野 哲

2 変更年月日

令和4年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第92号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年4月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和3年度 市府民税 随1期

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第93号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01318	下矢田2丁目3号線	亀岡市下矢田町2丁目4番3先	
		亀岡市下矢田町2丁目6番7先	
04110	北向田3号線	亀岡市曾我部町南条北向田7番9先	
		亀岡市曾我部町南条北向田9番48先	
11201	大井南部4号線	亀岡市大井町並河6丁目58番先	
		亀岡市大井町並河5丁目143番先	
11202	大井南部5号線	亀岡市大井町並河6丁目10番先	
		亀岡市大井町並河6丁目22番先	
11203	大井南部6号線	亀岡市大井町並河5丁目1番先	
		亀岡市大井町並河5丁目95番先	
11204	大井南部7号線	亀岡市大井町並河5丁目148番先	
		亀岡市大井町並河5丁目163番先	
11205	大井南部8号線	亀岡市大井町並河5丁目10番先	
		亀岡市大井町並河5丁目11番先	
11206	大井南部9号線	亀岡市大井町並河6丁目4番先	
		亀岡市大井町並河6丁目6番先	
11207	大井南部10号線	亀岡市大井町並河5丁目13番先	
		亀岡市大井町並河5丁目16番先	
11208	大井南部11号線	亀岡市大井町並河5丁目22番先	
		亀岡市大井町並河5丁目38番先	
11209	大井南部12号線	亀岡市大井町並河5丁目47番先	
		亀岡市大井町並河5丁目52番先	
11210	大井南部13号線	亀岡市大井町並河5丁目55番先	
		亀岡市大井町並河5丁目85番先	
11211	大井南部14号線	亀岡市大井町並河5丁目87番先	
		亀岡市大井町並河5丁目92番先	
11212	大井南部15号線	亀岡市大井町並河5丁目101番先	
		亀岡市大井町並河5丁目106番先	
11213	大井南部16号線	亀岡市大井町並河5丁目116番先	
		亀岡市大井町並河5丁目118番先	
11214	大井南部17号線	亀岡市大井町並河5丁目86番先	
		亀岡市大井町並河5丁目133番先	
11215	大井南部18号線	亀岡市大井町並河5丁目138番先	
		亀岡市大井町並河5丁目141番先	

路線番号	路線名	起	点
		終	点
11216	大井南部19号線	亀岡市大井町並河5丁目38番先	亀岡市大井町並河5丁目141番先
11217	大井南部20号線	亀岡市大井町並河5丁目151番先	亀岡市大井町並河5丁目208番先
11218	大井南部21号線	亀岡市大井町並河5丁目177番先	亀岡市大井町並河5丁目186番先
11219	大井南部22号線	亀岡市大井町並河5丁目201番先	亀岡市大井町並河5丁目250番先
11220	大井南部23号線	亀岡市大井町並河5丁目209番先	亀岡市大井町並河5丁目211番先
11221	大井南部24号線	亀岡市大井町並河2丁目723番先	亀岡市大井町並河2丁目749番先
11222	大井南部25号線	亀岡市大井町並河2丁目713番先	亀岡市大井町並河2丁目754番先
11223	大井南部26号線	亀岡市大井町並河2丁目742番先	亀岡市大井町並河2丁目748番先
11224	大井南部27号線	亀岡市大井町並河2丁目733番先	亀岡市大井町並河2丁目736番先
11225	大井南部28号線	亀岡市大井町並河2丁目863番先	亀岡市大井町並河2丁目772番先
11226	大井南部29号線	亀岡市大井町並河2丁目42番1先	亀岡市大井町並河2丁目702番先
11227	大井南部30号線	亀岡市大井町並河2丁目818番先	亀岡市大井町並河2丁目864番先
11228	大井南部31号線	亀岡市大井町並河2丁目717番先	亀岡市大井町並河2丁目720番先
11229	大井南部32号線	亀岡市大井町並河2丁目711番先	亀岡市大井町並河2丁目879番先
11230	大井南部33号線	亀岡市大井町並河2丁目710番先	亀岡市大井町並河2丁目710番先
11231	荒内上溝線	亀岡市大井町並河荒内21番先	亀岡市大井町並河上溝214番44先
12150	小林下戸4号線	亀岡市千代川町小林下戸38番9先	亀岡市千代川町小林下戸38番11先
12151	小林植田1号線	亀岡市千代川町小林植田57番4先	亀岡市千代川町小林植田57番9先

路線番号	路線名	起	点
		終	点
15068	大 辻 1 号 線	亀岡市千歳町千歳大辻101番先	
		亀岡市千歳町千歳大辻104番先	
18324	夕 日 ケ 丘 2 2 号 線	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目7番2先	
		亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目22番先	
18325	夕 日 ケ 丘 2 3 号 線	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目3番2先	
		亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目26番先	
18326	夕 日 ケ 丘 2 4 号 線	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目2番2先	
		亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目2番2先	
18327	夕 日 ケ 丘 2 5 号 線	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目9番1先	
		亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目16番1先	

「揭示済」

亀岡市告示第94号

市道路線の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

亀岡市長 桂川孝裕

変更告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01279	宇 津 根 河 原 町 線	変更前	亀岡市宇津根町替田53番1先
			亀岡市河原町146番先
		変更後	亀岡市宇津根町川ノ口34番10先
			亀岡市河原町149番1先

11066	前脇田中線	変更前	亀岡市大井町並河2丁目42番1先 亀岡市大井町並河前脇62番3先
		変更後	亀岡市大井町並河2丁目707番先 亀岡市大井町並河前脇62番3先
13007	池尻宇津根線	変更前	亀岡市馬路町滝ケ元1番1先 亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番3先
		変更後	亀岡市馬路町滝ケ元1番1先 亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番4先

「揭示済」

亀岡市告示第95号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和4年4月26日から令和4年5月10日まで一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01318	下矢田2丁目3号線	亀岡市下矢田町2丁目4番3先	75.26m	6.00m
		亀岡市下矢田町2丁目6番7先		6.00m
04110	北向田3号線	亀岡市曾我部町南条北向田7番9先	282.88m	4.00m
		亀岡市曾我部町南条北向田9番48先		4.75m
11201	大井南部4号線	亀岡市大井町並河6丁目58番先	460.00m	13.00m
		亀岡市大井町並河5丁目143番先		13.00m

路線番号	路線名	起	点	延長	最小幅員
		終	点		最大幅員
11202	大井南部5号線	亀岡市大井町並河6丁目10番先		171.00m	10.00m
		亀岡市大井町並河6丁目22番先			10.00m
11203	大井南部6号線	亀岡市大井町並河5丁目1番先		248.00m	10.00m
		亀岡市大井町並河5丁目95番先			10.00m
11204	大井南部7号線	亀岡市大井町並河5丁目148番先		108.00m	9.00m
		亀岡市大井町並河5丁目163番先			9.00m
11205	大井南部8号線	亀岡市大井町並河5丁目10番先		191.00m	10.00m
		亀岡市大井町並河5丁目11番先			10.00m
11206	大井南部9号線	亀岡市大井町並河6丁目4番先		92.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河6丁目6番先			6.00m
11207	大井南部10号線	亀岡市大井町並河5丁目13番先		81.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目16番先			6.00m
11208	大井南部11号線	亀岡市大井町並河5丁目22番先		212.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目38番先			6.00m
11209	大井南部12号線	亀岡市大井町並河5丁目47番先		90.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目52番先			6.00m
11210	大井南部13号線	亀岡市大井町並河5丁目55番先		242.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目85番先			6.00m
11211	大井南部14号線	亀岡市大井町並河5丁目87番先		63.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目92番先			6.00m
11212	大井南部15号線	亀岡市大井町並河5丁目101番先		55.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目106番先			6.00m
11213	大井南部16号線	亀岡市大井町並河5丁目116番先		41.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目118番先			6.00m
11214	大井南部17号線	亀岡市大井町並河5丁目86番先		55.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目133番先			6.00m
11215	大井南部18号線	亀岡市大井町並河5丁目138番先		50.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目141番先			6.00m
11216	大井南部19号線	亀岡市大井町並河5丁目38番先		21.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目141番先			6.00m
11217	大井南部20号線	亀岡市大井町並河5丁目151番先		335.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目208番先			6.00m
11218	大井南部21号線	亀岡市大井町並河5丁目177番先		95.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目186番先			6.00m
11219	大井南部22号線	亀岡市大井町並河5丁目201番先		81.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河5丁目250番先			6.00m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
11220	大井南部23号線	亀岡市大井町並河5丁目209番先	88.00m	4.00m
		亀岡市大井町並河5丁目211番先		4.00m
11221	大井南部24号線	亀岡市大井町並河2丁目723番先	98.00m	12.00m
		亀岡市大井町並河2丁目749番先		12.00m
11222	大井南部25号線	亀岡市大井町並河2丁目713番先	222.00m	10.50m
		亀岡市大井町並河2丁目754番先		10.50m
11223	大井南部26号線	亀岡市大井町並河2丁目742番先	93.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目748番先		6.00m
11224	大井南部27号線	亀岡市大井町並河2丁目733番先	68.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目736番先		6.00m
11225	大井南部28号線	亀岡市大井町並河2丁目863番先	305.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目772番先		6.00m
11226	大井南部29号線	亀岡市大井町並河2丁目42番1先	55.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目702番先		6.00m
11227	大井南部30号線	亀岡市大井町並河2丁目818番先	131.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目864番先		6.00m
11228	大井南部31号線	亀岡市大井町並河2丁目717番先	62.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目720番先		6.00m
11229	大井南部32号線	亀岡市大井町並河2丁目711番先	438.00m	16.00m
		亀岡市大井町並河2丁目879番先		16.00m
11230	大井南部33号線	亀岡市大井町並河2丁目710番先	23.00m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目710番先		6.00m
11231	荒内上溝線	亀岡市大井町並河荒内21番先	510.00m	5.00m
		亀岡市大井町並河上溝214番44先		10.50m
12150	小林下戸4号線	亀岡市千代川町小林下戸38番9先	69.27m	6.00m
		亀岡市千代川町小林下戸38番11先		6.00m
12151	小林植田1号線	亀岡市千代川町小林植田57番4先	33.04m	6.00m
		亀岡市千代川町小林植田57番9先		12.00m
15068	大辻1号線	亀岡市千歳町千歳大辻101番先	89.76m	5.50m
		亀岡市千歳町千歳大辻104番先		5.50m
18324	夕日ヶ丘22号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目7番2先	1,294.68m	10.50m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目22番先		13.00m
18325	夕日ヶ丘23号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目3番2先	297.99m	8.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目26番先		13.10m
18326	夕日ヶ丘24号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目2番2先	47.32m	8.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目2番2先		8.00m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
18327	夕日ヶ丘25号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目9番1先	155.84m	6.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目16番1先		12.00m
01279	宇津根河原町線	亀岡市宇津根町川ノ口34番10先	413.20m	3.71m
		亀岡市河原町149番1先		16.93m
11066	前脇田中線	亀岡市大井町並河2丁目707番先	210.00m	2.20m
		亀岡市大井町並河前脇62番3先		6.88m
13007	池尻宇津根線	亀岡市馬路町滝ヶ元1番1先	5,082.38m	3.51m
		亀岡市河原林町勝林島畑ヶ田37番4先		230.14m

「揭示済」

亀岡市告示第96号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和4年4月26日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和4年4月26日から令和4年5月10日まで一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01318	下矢田2丁目3号線	亀岡市下矢田町2丁目4番3先	75.26m	6.00m
		亀岡市下矢田町2丁目6番7先		6.00m
04110	北向田3号線	亀岡市曾我部町南条北向田7番9先	282.88m	4.00m
		亀岡市曾我部町南条北向田9番48先		4.75m
12150	小林下戸4号線	亀岡市千代川町小林下戸38番9先	69.27m	6.00m
		亀岡市千代川町小林下戸38番11先		6.00m

12151	小林植田1号線	亀岡市千代川町小林植田57番4先	33.04m	6.00m
		亀岡市千代川町小林植田57番9先		12.00m
15068	大辻1号線	亀岡市千歳町千歳大辻101番先	89.76m	5.50m
		亀岡市千歳町千歳大辻104番先		5.50m
01279	宇津根河原町線	亀岡市宇津根町川ノ口34番10先	413.20m	3.71m
		亀岡市河原町149番1先		16.93m
11066	前脇田中線	亀岡市大井町並河2丁目707番先	210.00m	2.20m
		亀岡市大井町並河前脇62番3先		6.88m
13007	池尻宇津根線	亀岡市馬路町滝ヶ元1番1先	5,082.38m	3.51m
		亀岡市河原林町勝林島畑ヶ田37番4先		230.14m

「揭示済」

亀岡市告示第97号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

亀岡市長 桂川孝裕

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
04004	車垣内3号線	亀岡市曾我部町穴太車垣内53番32先	
		亀岡市曾我部町穴太車垣内53番31先	
11082	野寺線	亀岡市大井町並河堂又96番4先	
		亀岡市大井町並河堂又56番1先	
11083	野寺中学校線	亀岡市大井町並河堂又94番6先	
		亀岡市大井町並河堂又56番2先	

「揭示済」

亀岡市告示第98号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和4年4月26日から令和4年5月10日まで一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 (1) 路線番号 01001
- (2) 路線名 保津宇津根並河線
- (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	$\frac{\text{変更区間最小幅員}}{\text{変更区間最大幅員}}$	変更区間延長	備考
亀岡市宇津根町川ノ口34番10先から 亀岡市宇津根町替田44番2先まで	前	$\frac{6.61\text{m}}{11.20\text{m}}$	111.50m	変更後路線幅員 最小 4.75m 最大 16.28m
亀岡市宇津根町川ノ口34番10先から 亀岡市宇津根町替田44番2先まで	後	$\frac{6.61\text{m}}{16.28\text{m}}$	111.50m	変更後路線延長 2,514.31m

- 2 (1) 路線番号 01303
- (2) 路線名 中矢田篠線
- (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	$\frac{\text{変更区間最小幅員}}{\text{変更区間最大幅員}}$	変更区間延長	備考
亀岡市篠町篠下西山28番先から 亀岡市篠町篠下西山28番先まで	前	$\frac{12.00\text{m}}{12.00\text{m}}$	145.50m	変更後路線幅員 最小 9.55m 最大 15.96m
亀岡市篠町篠下西山28番先から 亀岡市篠町篠下西山28番先まで	後	$\frac{12.00\text{m}}{15.00\text{m}}$	145.50m	変更後路線延長 3,464.86m

- 3 (1) 路線番号 11091
- (2) 路線名 熊田亀ヶ渕線

(3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間 延長	備考
亀岡市大井町並河熊田70番2先から 亀岡市大井町並河亀ヶ淵17番3先まで	前	10.00m 12.00m	9.00m	変更後路線幅員 最小 4.72m 最大 12.00m 変更後路線延長 731.23m
亀岡市大井町並河6丁目43番先から 亀岡市大井町並河6丁目53番先まで		7.00m 7.00m	12.00m	
亀岡市大井町並河熊田70番2先から 亀岡市大井町並河亀ヶ淵17番3先まで	後	10.00m 12.00m	9.00m	
亀岡市大井町並河6丁目43番先から 亀岡市大井町並河6丁目53番先まで		7.00m 10.00m	12.00m	

- 4 (1) 路線番号 12149
 (2) 路線名 小林下戸3号線
 (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間 延長	備考
亀岡市千代川町小林下戸38番19先から 亀岡市千代川町小林下戸38番9先まで	前	6.00m 6.00m	60.00m	変更後路線幅員 最小 5.96m 最大 12.02m 変更後路線延長 227.32m
亀岡市千代川町小林下戸38番19先から 亀岡市千代川町小林下戸38番9先まで	後	6.50m 6.50m	60.00m	

- 5 (1) 路線番号 12136
 (2) 路線名 高野林14号線
 (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間 延長	備考
亀岡市千代川町高野林北ン田1番の25先から 亀岡市千代川町高野林北ン田4番の2先まで	前	6.00m 6.00m	140.00m	変更後路線幅員 最小 6.00m 最大 6.00m 変更後路線延長 228.80m
亀岡市千代川町高野林北ン田1番の25先から 亀岡市千代川町高野林西田22番13先まで	後	6.00m 6.00m	140.00m	

「揭示済」

亀岡市告示第99号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和4年4月26日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和4年4月26日から令和4年5月10日まで一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01001	保津宇津根並河線	亀岡市追分町下島34番4先から 亀岡市大井町並河前脇65番4先まで	2,514.31m	4.75m ～ 16.28m
01303	中矢田篠線	亀岡市中矢田町才の溝1番47先から 亀岡市篠町王子西ノ山5番1先まで	3,464.86m	9.55m ～ 15.96m
11091	熊田亀ヶ淵線	亀岡市大井町並河熊田7番3先から 亀岡市大井町並河亀ヶ淵54番1先まで	731.23m	4.72m ～ 12.00m
12149	小林下戸3号線	亀岡市千代川町小林下戸40番5先から 亀岡市千代川町小林下戸42番17先まで	227.32m	5.96m ～ 12.02m

「揭示済」

亀岡市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和4年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社トラストバンク
東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
使用料、手数料、雑入
- 3 指定をした日
令和4年5月1日
- 4 指定の期日
令和5年3月31日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第35号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 名 称
保津川水辺公園
- 2 位 置
亀岡市保津町泉口、八ノ坪、武者田、三ノ坪、四ノ坪地内
- 3 区 域
別添図面のとおり（略）
（亀岡市まちづくり推進部都市整備課において一般の縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日
令和4年4月1日
- 5 面 積
変更前 約8.7ha
変更後 約9.0ha

「揭示済」

亀岡市公告第36号

次のとおり都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 名称、位置及び面積

名 称	位 置	面 積
亀岡駅北1号公園	亀岡市追分町一本木、下島地内	0.12ha
亀岡駅北4号公園	亀岡市余部町清水、古川地内	0.03ha

2 区 域

別添図面のとおり（略）

（亀岡市まちづくり推進部都市整備課において一般の縦覧に供する。）

3 供用開始の期日

令和4年4月1日

「揭示済」

亀岡市公告第37号

サンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証支援事業事務局業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年4月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

サンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証支援事業事務局業務

(2) 業務内容

亀岡市に立地するサンガスタジアムbyKYOCERAを活用し、短期的には交流人口の増加、長期的には移住・定住者の増加を目指してサンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証支援プログラムを実施することとし、制度設計や実証事業者の募集、広報等について包括的な業務委託を行うものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 見積限度額

21,000,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、サンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証支援事業事務局業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第38号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

令和4年4月11日

亀岡市長 桂川孝裕

- | | |
|--------|-------------------|
| 1 捕獲日時 | 令和4年4月8日
午後3時頃 |
| 2 捕獲場所 | 亀岡市馬路町砂取 |
| 3 種類 | 不明 |
| 4 毛色 | 茶 |
| 5 性別 | 雄 |
| 6 体格 | 中 |
| 7 犬の鑑札 | なし |
| 8 注射済票 | なし |
| 9 その他 | 首輪なし |

(注意) 公告期間満了の日の翌日（令和4年4月13日）までに引取りのないときは処分される。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生課
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第39号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和4年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

試験区分		採用予定人数	受験資格
まちづくり技師	チャレンジ方式 総合土木Ⅰ (土木・農業土木 ・造園) (上級)	5名程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による短期大学又は高等専門学校（同程度と認めるものを含む。）以上の学校において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和5年3月31日までに修得し卒業する見込みの人
	チャレンジ方式 建築 (上級)		昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による短期大学又は高等専門学校（同程度と認めるものを含む。）以上の学校において建築工学に関する課程を修得し卒業した人又は令和5年3月31日までに修得し卒業する見込みの人

※独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された人又は令和5年3月31日までに授与される見込みの人も大学卒に含む。

※地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定による次の欠格条項に該当する人は受験することができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 1次試験の日時等

- (1) 日時 令和4年5月21日（土）午前9時30分から
- (2) 場所 亀岡市役所 203会議室

(3) 試験方法

試験時間	内 容	
9:40～10:30 (50分)	論文試験	規定課題に基づく文章作成
10:40～	個別面接試験	主に人物能力や意欲等についての面接

3 2次試験及び3次試験

内 容			日時及び場所
2次試験	個別面接試験	主に人物能力や意欲等についての面接	令和4年6月3日(金)で、具体的な時間や場所は1次試験合格者に対してのみ通知する。
3次試験	個別面接試験	主に人物能力や意欲等についての面接	令和4年6月23日(木)で、具体的な時間や場所は2次試験合格者に対してのみ通知する。

4 合格発表及び採用

合格発表	
1次試験	5月下旬
2次試験	6月中旬
3次試験	6月末頃

- (1) 1次、2次及び3次試験の合格発表については、当市のホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ文書通知を行う。また、3次試験の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を亀岡市役所の掲示場に掲示する。
- (2) 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和5年4月1日以降必要に応じて採用される。
- (3) 職員採用候補者名簿の有効期間は、令和6年3月31日までとする。

5 初任給

(参考：令和4年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒
193,132円	175,854円

- (1) 職歴や学歴等により給料月額が増減する場合がある。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)等の諸手当が要件に応じて支給される。
- (2) 初任給については、採用前の給与改定等により変更になる場合がある。

6 受験申込の手続

申込方法	亀岡市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込むこととする。 ※インターネットによる申込みができない場合は、5月9日（月）午後5時までに人事課まで問い合わせることとする。
申込受付期間	令和4年4月18日（月）～5月13日（金）

※受付後は、申込みをした試験区分の変更はできない。

※心身に障がいがあり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡することとする。

7 その他

新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害等が発生した場合、試験を中止又は延期することがある。

なお、中止又は延期の場合は市ホームページにて掲載する。

8 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話（0771）22-3131（市役所代表）…（内線2954）

電話（0771）55-9451（人事課直通）

FAX（0771）24-5501

URL：<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

亀岡市公告第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和4年4月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市篠町篠下中筋54の一部、54の1の一部

（関連区域）

亀岡市篠町篠下中筋54の1の一部、54の2の一部、54の3、54の4、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

亀岡市三宅町108の2
株式会社トヨヒロ建設

「揭示済」

亀岡市公告第41号

(仮称)かめおかこども木育ひろば事業について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業概要

(1) 事業名

(仮称)かめおかこども木育ひろば事業

(2) 事業内容

市のJR亀岡駅北エリアにある「サンガスタジアムbyKYOCERA」内に「木」とともに豊かに育つ子どもたちを象徴するエリアを創出し、子どもたちが木のぬくもりを感じながら遊ぶ場、子育て世代が集い癒せる木育空間を整えるために必要となる遊具等を設置し、木育ひろばや遊具の管理、その他体制整備に必要な環境整備を実施する。

(3) 事業場所

亀岡市追分町(サンガスタジアムbyKYOCERA内)

(4) 事業期間

設計業務、内装工事(開設準備含む。): 契約締結日から令和5年3月31日まで

維持管理運営業務: 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで(4年間)

(5) 見積限度額

100,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

〔	設計業務、内装工事(開設準備含む。)	: 100,000,000円
	維持管理運営業務	: 0円

2 参加資格

本事業への応募者は、単体の企業又は複数の企業等で構成されるグループとし、応募者は、応募手続きを代表して行う企業(以下「代表事業者」という。)を定めるものとする。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア 代表事業者
- イ 設計企業
- ウ 建設企業
- エ 維持管理企業
- オ 運営企業

- ・ 応募者は、応募に当たり代表事業者、構成企業を示し、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の企業で分担することは差し支えない。
- ・ 応募者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市の承諾を得て変更することができる。
- ・ 応募者は、他の応募者の代表事業者、構成企業となることはできない。

(2) 参加資格要件

応募者（各構成企業含む。）は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア 共通事項

- (ア) 本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名競争入札において指名停止を受けていないこと。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (エ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (オ) 次のaからeまでのいずれにも該当しないこと。
 - a. 役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - b. 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - c. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - d. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

e. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 業務一括再委託をしない者

イ 代表事業者となる企業の要件として、木育ひろばの設計業務、内装工事、維持管理運營業務を包括的に行う事業であることから公共施設における類似事業の代表事業者としての実績を有していること。(類似実績であれば契約の種別は問わない。)

ウ 設計業務を行う企業は次の要件を全て満たしていること。

(ア) 過去5年間に公共施設の建築実施設計業務を元請けとして履行し完了した実績を有する者であること。

(イ) 一級建築士事務所登録を有していること。

エ 内装工事を行う企業は次の要件を全て満たしていること。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評点値が750点以上であること。

(イ) 提案内容と同等規模以上の公共施設における施行実績を有すること。

※内装工事を複数の事業者が分担して行う場合は、いずれかの事業者が満たしていることで足りるものとする。

オ 維持管理業務を行う企業の要件として、提案内容と同規模以上の施設における維持管理業務実績を有すること。ただし、運營業務と兼務する場合はこの限りでない。

カ 運營業務を行う企業の要件として、提案内容と同規模以上の施設における運營業務実績を有すること。

3 手続等

(1) 実施要領

ア 交付期間

令和4年4月22日(金)から令和4年5月27日(金)まで

※窓口での交付は、土日、祝日を除き、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 交付場所

「7 事務局」又は「市ホームページ」からダウンロード

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、別添資料、様式

(2) 参加申込み

ア 提出書類

(ア) プロポーザル参加申込書(様式1) (代表事業者のみ)

※参加表明書とともに、直近の賃貸対照表、損益計算書及び納税証明書を添付すること(3か月以内、複写可)。

(イ) 応募者の構成企業一覧(様式2)

(ウ) 構成企業の実績、資格（様式3）

■ 2(2)イに示す代表事業者の実績

※本事業と類似の実績を有することが分かるようにすること。

■ 2(2)ウ(ア)に示す設計実績

■ 2(2)ウ(イ)に示す一級建築士事務所登録の写し

■ 2(2)エ(ア)に示す建築一式工事に関する特定建設業の許可の写し

■ 2(2)エ(イ)に示す施工実績

■ 2(2)オに示す維持管理実績

■ 2(2)カに示す運營業務実績

(エ) 亀岡市における競争入札参加資格認定通知書（受領書）の写し

※「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類も併せて提出してください。

（提出部数各1部）

a. 商業登記簿謄本（現在事項説明書、履歴事項全部証明書でも可）

b. 本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）

c. 誓約書（様式8）及び役員一覧表（様式9）

d. 支店・営業所の場合、本社の委任状

イ 部数 正本1部、副本3部

ウ 提出方法

郵送（特定記録郵便等到達の履歴が残るものに限る。）又は持参（平日の午前9時から午後5時まで）に限る。

エ 提出場所

「7 事務局」に記載のとおり

オ 提出期限

令和4年5月27日（金）午後5時00分まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(3) 現地説明会

本プロポーザルに関する現地説明会は、次のとおりとする。

ア 開催日時

令和4年4月27日（水）・4月28日（木）

午前9時から午後5時まで ※日時については、別途調整

イ 開催場所

サンガスタジアムbyKYOCERA内

ウ 申込方法

現地説明会に参加を希望する者は、参加申込書（様式任意：会社名、連絡先、出席者人数、第3希望までの希望日時）を作成し、「7 事務局」に電子メール又はFAXで提出すること。提出後は、担当課へ受信確認の電話をすること。

エ 申込期限

令和4年4月26日（火）正午まで

(4) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和4年4月25日（金）から5月6日（金）午後5時00分まで

イ 質疑方法

質問票（様式4）に記入の上、「7 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。
提出後は、担当課へ受信確認の電話をすること。電話又は口頭による質問には応じない。

ウ 回答日及び回答方法

令和4年5月13日（金）中に市ホームページにおいて回答する。

エ 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

(5) 企画提案書の提出方法

参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

「(6) 企画提案書について」に記載のとおり

イ 提出部数

正本1部、副本11部

ウ 提出方法

持参

エ 提出先

「7 事務局」に記載のとおり

オ 受付期間

令和4年6月9日（木）から6月15日（水）まで

※受付は、土日、祝日を除き、午前9時00分から午後5時00分まで
（正午から午後1時までを除く。）

※提出期限後に到着した応募書類は、無効とする。

(6) 企画提案書について

企画提案書は、次のとおりとする。

ア 企画提案書表紙（様式5）

イ 企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。）

ウ 工程表（様式自由）

エ 参考見積書及び内訳書（様式自由。なお、金額は税込とし、参考基準価格以下の金額とすること。）

オ 4年間の維持管理収支計画書（様式自由）

カ 予定担当者調書（様式6）

4 審査

参加資格要件を満たすと認めた事業者に対し、「（仮称）かめおかこども木育ひろば事業」事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、評価基準に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

なお、応募者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

(1) 日時

令和4年6月20日（月）（予定）

※審査日は予定であり、前後する可能性がある。実施日及び時間は、個別に通知するので確認すること。

(2) 出席者

出席者は3人以内とする。

(3) 所要時間

50分以内（準備5分、説明20分、質疑応答20分、片付け5分）

(4) 内容

説明は、企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

(5) 使用機器

プロジェクター及びスクリーンは、市で用意する。

(6) 審査の最低基準点

審査での総合点について、平均60点以上の評価点であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない応募者は原則選定しない。

5 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会において、応募者からのプレゼンテーションを実施した上で、評価基準により総合的に評価して順位付けを行い、総合点が最も高い応募者1者を優先交渉権者とし、次点の応募者1者を第2交渉権者として選定する。

なお、最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な応募者を優先交渉権者として選定する。また、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を優先交渉権者として選定する。

(2) 結果通知

審査結果は、速やかに本審査応募者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

6 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 参加申込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式7）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に市の了解を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (6) 提出書類等は返却しない。
- (7) 審査により選定された候補者は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先交渉権者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (8) 契約に係る仕様書は、市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と市と協議の上、決定することとする。
- (9) 市は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (10) 市は、提出書類を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (12) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成に当たって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (13) 審査内容や審査経過については公表しない。
- (14) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (15) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (16) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

7 事務局

〒621-0805

京都府亀岡市安町釜ヶ前82（亀岡市保健センター内）

亀岡市こども未来部子育て支援課（こども政策係）

電話番号：0771-25-5126

FAX：0771-25-5128

電子メール：fukusi-soumu@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第42号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を変更するため、同条例第8条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定により、次のとおり変更案を縦覧に供する。

なお、変更案について、当該指定区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和4年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 変更する区域の名称及び土地の区域
 萩田野地区（亀岡市萩田野町、曾我部町穴太 地内）
- 2 縦覧場所
 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 3 縦覧期間
 令和4年4月28日から
 令和4年5月18日まで
- 4 その他
 指定区域において許容する予定建築物等の用途は変更しない。

「揭示済」

任免及び辞令

秋山 伸 夫

亀岡市教育委員会委員に任命します

鳥山 恒 夫

亀岡市のシティプロモーション施策を推進するため亀岡市参与の設置に関する規則に基づき参与に委嘱します

任期は令和5年3月31日までとします

豊川 竜 太

亀岡市商工業行政の円滑な推進に資するため産学官連携に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和5年3月31日までとします

徳山 竜 一

亀岡市政の円滑な推進に資するため地域資源活用によるにぎわい創出等に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和5年3月31日までとします

矢野 裕 巳

亀岡市政の円滑な推進に資するため外国語による情報発信等に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和5年3月31日までとします

高木 超

SDGs未来都市としての亀岡市の施策を推進するため亀岡市SDGsアドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和5年3月31日までとします

宇佐美 年樹子

北崎 康 宏

小多田 篤 宏

溝口 哲 弘

浅田 美佐保

桜井 一 代

間野 恒 夫

中田 末 次

(各 通)

(各 通)

柳原 邦 弘
 小早川 大 輔
 小橋 一 哉
 小林 佑 騎
 日下部 勝 也
 渡邊 勇 次
 松永 枝美子
 川人 岳 雄
 百武 美 貴
 平井 和 夫
 松本 文 夫
 竹田 一 史
 蔭山 正 樹
 関 彰
 大西 啓 文
 竹原 将 司
 福田 明 美
 斎藤 嘉 徳
 阿田 眞 浩
 山内 知 行
 仲川 史
 林家 利 憲
 沼田 聡 社

亀岡市スポーツ推進委員に委嘱します

任期は令和6年3月31日までとします

小坂 喜太郎

亀岡市立川東保育所嘱託医に委嘱します

佐藤 明 美

亀岡市立中部保育所及び亀岡市立本梅こども園
嘱託医に委嘱します

松井 史 裕

亀岡市立東部保育所嘱託医に委嘱します

上原 久 和

亀岡市立第六保育所嘱託医に委嘱します

東原 博 司

亀岡市立別院保育所嘱託医に委嘱します

白川 和 夫

亀岡市立保津保育所嘱託医に委嘱します

吉岡 隆 行

亀岡市立森の自然こども園東本梅嘱託医に委嘱
します

坂井 知 明

亀岡市立川東保育所嘱託歯科医に委嘱します

荻野 茂

亀岡市立中部保育所及び亀岡市立別院保育所嘱
託歯科医に委嘱します

植村 正 敏

亀岡市立東部保育所嘱託歯科医に委嘱します

浦田 眞 幸

亀岡市立第六保育所嘱託歯科医に委嘱します

石川 清 之

亀岡市立保津保育所嘱託歯科医に委嘱します

脇 新 五

亀岡市立本梅こども園嘱託歯科医に委嘱します

上原 久 晴

亀岡市立森の自然こども園東本梅嘱託歯科医に
委嘱します

藤原 史 博

亀岡市立幼稚園医に委嘱します

小野 恒太郎

亀岡市立幼稚園歯科医に委嘱します

高本 亜由美

亀岡市立幼稚園薬剤師に委嘱します

鎌田 雄一郎

亀岡市予防接種健康被害調査委員会委員の委嘱
を解きます

温井 雅 紀

亀岡市予防接種健康被害調査委員会委員に委嘱
します

任期は令和6年8月31日までとします

米原 亨

亀岡市福祉事務所嘱託医に委嘱します

任期は令和5年3月31日までとします

稲留 健一郎

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します

任期は令和5年7月20日までとします

曾川高円
 亀岡市地域公共交通会議委員の委嘱を解きます
 令和4年4月1日

松岡保彦
 亀岡市固定資産評価審査委員会委員に選任します
 令和4年4月4日

仲川琢也
 亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
 任期は令和4年9月4日までとします
 令和4年4月15日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月28日

亀岡市監査委員 関本孝一
 亀岡市監査委員 竹田幸生

- 1 監査の種類
 令和4年度随時監査
- 2 監査の対象
 令和3年度末現在における棚卸状況について
 - (1) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）
 - (2) 市立病院の貯蔵品（医薬品及び診療材料）
- 3 監査の着眼点
 実地棚卸の時期・方法は適切か、保管の方法・場所は適切か、不足・亡失き損・使用不能等の原因の究明及び処置は適切か、在庫現在高は帳簿残高と一致しているかなど、貯蔵品等について適切な在庫管理が行われているか。
- 4 監査の主な実施内容
 監査対象について、書類調査、状況聴取及び在庫保管場所の確認を行った。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 上下水道部

監査の実施場所：上下水道部庁舎

監査実施日：令和4年4月12日

(2) 市立病院

監査の実施場所：市立病院

監査実施日：令和4年4月12日

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は見当たらず、適正であると認められた。

「揭示済」

教育委員会欄

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

亀岡市教育委員会

教育長 神先宏彰

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表(20)の項中「7月から9月」を「6月から9月まで」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

亀岡市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する取扱要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する取扱要領の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する取扱要領（平成19年亀岡市教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び同法第3条第3項に規定する特別職の非常勤職員」を削り、同条第2号中「所有しているもの」の次に「（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第2条第1項第1号に規定する割賦販売の方法により購入し所有権が留保されているもの及びリース契約により常時使用するものを含む。）」を加える。

別記第1号様式中「㊟」を削り、

「

所有者		申請者以外の 場合の続柄	※教職員と同一世帯員であること。
-----	--	-----------------	------------------

」

を

「

所有者		申請者以外の 場合の区分	<input type="checkbox"/> 同一世帯の者 <input type="checkbox"/> 割賦販売 <input type="checkbox"/> リース契約 (続柄) (所有権留保)
使用者		申請者以外の 場合の続柄	※教職員と同一世帯員であること。

」

に、「本人所有の車両でない場合」を「同一世帯員が所有又は使用する車両の場合」に、

「

○届出者と同一世帯の者の所有する車両であること。

」を

「

○届出者又は届出者と同一世帯の者の所有する車両（割賦販売の方法により購入し
所有権が留保されている車両・リース契約により常時使用する車両を含む。）で
あること。

」に

改める。

別記第2号様式中「㊟」を削り、

「

所有者		申請者以外の 場合の続柄	※教職員と同一世帯員であること。
-----	--	-----------------	------------------

」を

「

所有者		申請者以外の 場合の区分	<input type="checkbox"/> 同一世帯の者 <input type="checkbox"/> 割賦販売 <input type="checkbox"/> リース契約 (続柄) (所有権留保)
使用者		申請者以外の 場合の続柄	※教職員と同一世帯員であること。

」に、

「本人所有の車両でない場合」を「同一世帯員が所有又は使用する車両の場合」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

任免及び辞令

西垣逸郎
 亀岡市立亀岡小学校学校医に委嘱します

小坂喜太郎
 亀岡市立安詳小学校学校医に委嘱します

平田正弘
 亀岡市立東別院小学校学校医に委嘱します

栗山卓弥
 亀岡市立西別院小学校学校医に委嘱します

樋垣諒
 亀岡市立曾我部小学校学校医に委嘱します

佐藤俊之
 亀岡市立吉川小学校学校医に委嘱します

佐藤明美
 亀岡市立蕨田野小学校学校医に委嘱します

佐藤明美
 亀岡市立本梅小学校学校医に委嘱します

佐藤俊之
 亀岡市立畑野小学校学校医に委嘱します

吉岡隆行
 亀岡市立青野小学校学校医に委嘱します

東原博司
 亀岡市立大井小学校学校医に委嘱します

森戸俊典
 亀岡市立千代川小学校学校医に委嘱します

白川和夫
 亀岡市立保津小学校学校医に委嘱します

松井史裕
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

上原久和
 亀岡市立城西小学校学校医に委嘱します

植木孝宜
 亀岡市立詳徳小学校学校医に委嘱します

飯野茂
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

飯野讓
 亀岡市立亀岡中学校学校医に委嘱します

平岡聡
 亀岡市立別院中学校学校医に委嘱します

吉岡克己
 亀岡市立南桑中学校学校医に委嘱します

調幸治
 亀岡市立育親中学校学校医に委嘱します

十倉佳史
 亀岡市立東輝中学校学校医に委嘱します

文字直
 亀岡市立大成中学校学校医に委嘱します

加藤啓一郎
 亀岡市立詳徳中学校学校医に委嘱します

中川裕隆
 亀岡市立亀岡川東学園学校医に委嘱します

嶋村浩一
 亀岡市立亀岡小学校学校歯科医に委嘱します

並河治之
 亀岡市立安詳小学校学校歯科医に委嘱します

前川眞司
 亀岡市立東別院小学校学校歯科医に委嘱します

脇新五
 亀岡市立西別院小学校学校歯科医に委嘱します

内藤春生
 亀岡市立曾我部小学校学校歯科医に委嘱します

荻野茂
 亀岡市立吉川小学校学校歯科医に委嘱します

上原久晴
 亀岡市立蕨田野小学校学校歯科医に委嘱します

斎藤義裕
 亀岡市立本梅小学校学校歯科医に委嘱します

藤田幸彦
 亀岡市立畑野小学校学校歯科医に委嘱します

細木一成
 亀岡市立青野小学校学校歯科医に委嘱します

遠坂豊
 亀岡市立大井小学校学校歯科医に委嘱します

<p>浦田 眞 幸 亀岡市立千代川小学校学校歯科医に委嘱します</p> <p>石川 清 之 亀岡市立保津小学校学校歯科医に委嘱します</p> <p>河野 弘 之 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します</p> <p>中川 幹 也 亀岡市立城西小学校学校歯科医に委嘱します</p> <p>池田 利 夫 亀岡市立詳徳小学校学校歯科医に委嘱します</p> <p>前田 文 義 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します</p> <p>安井 明 平 亀岡市立亀岡中学校学校歯科医に委嘱します</p> <p>田中 恵 一 亀岡市立別院中学校学校歯科医に委嘱します</p> <p>永田 篤 司 亀岡市立南桑中学校学校歯科医に委嘱します</p> <p>西田 幸 弘 亀岡市立育親中学校学校歯科医に委嘱します</p> <p>中川 博 友 亀岡市立東輝中学校学校歯科医に委嘱します</p> <p>吉田 龍 兒 亀岡市立大成中学校学校歯科医に委嘱します</p> <p>岡本 眞 和 亀岡市立詳徳中学校学校歯科医に委嘱します</p> <p>植村 正 敏 亀岡市立亀岡川東学園学校学校歯科医に委嘱します</p> <p>片山 徹 亀岡市立亀岡小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>高村 千 咲 亀岡市立安詳小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>片山 徹 亀岡市立東別院小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>齋藤 均 亀岡市立西別院小学校学校薬剤師に委嘱します</p>	<p>岩田 雅 司 亀岡市立曾我部小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>望月 英 孝 亀岡市立吉川小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>上田 耕 士 亀岡市立稗田野小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>神田 孝 泰 亀岡市立本梅小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>平野 朋 和 亀岡市立畑野小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>中川 喜よ美 亀岡市立青野小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>酒井 千 紗 亀岡市立大井小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>國代 一 祥 亀岡市立千代川小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>俵 知 可 亀岡市立保津小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>中西 暢 之 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>石野 陽 一 亀岡市立城西小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>五代 亜由美 亀岡市立詳徳小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>山口 徳 人 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>岩崎 紘 子 亀岡市立亀岡中学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>水落 明 子 亀岡市立別院中学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>江頭 美 来 亀岡市立南桑中学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>森 麻由子 亀岡市立育親中学校学校薬剤師に委嘱します</p> <p>廣瀬 裕 之 亀岡市立東輝中学校学校薬剤師に委嘱します</p>
--	---

池田将吾
亀岡市立大成中学校学校薬剤師に委嘱します

西田真紀
亀岡市立詳徳中学校学校薬剤師に委嘱します

寺田希久子
亀岡市立亀岡川東学園学校学校薬剤師に委嘱します

令和4年4月1日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第18号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における投票管理者職務代理者を次のとおり変更した。

令和4年4月5日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第6投票区	省略	中澤雅晴	省略	川田昌亮

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第19号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における投票管理者職務代理者を次のとおり変更した。

令和4年4月6日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第27投票区	省略	廣瀬直人	省略	川勝洋太

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第20号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙の亀岡市開票区においては、公職選挙法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による開票立会人を定めるくじは、行わない。

令和4年4月7日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第21号

令和4年4月10日執行の京都府知事選挙における投票管理者職務代理者を次のとおり変更した。

令和4年4月8日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第23投票区	省略	谷 裕 幸	省略	石 田 和 久

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第4号

令和4年4月定例総会を下記のとおり公告する。

令和4年4月5日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和4年4月8日（金）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 202・203会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 非農地証明交付について

「揭示済」

上下水道部欄

告 示

亀岡市上下水道部告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
日本橋日銀通りビル5階
地銀ネットワークサービス株式会社
提供会社
LINE Pay株式会社
PayPay株式会社
- 2 委託した収納事務
亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、下水道使用料及び水道メーター使用料）のスマートフォン等の電子機器による決済サービス収納事務委託
- 3 委託期間
令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方
大阪市淀川区西中島6丁目8番8号
第一環境株式会社関西支店
- 2 委託した収納事務
亀岡市上下水道事業に係る公金の収納事務
- 3 委託期間
令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
日本橋日銀通りビル5階
地銀ネットワークサービス株式会社
提携コンビニエンスストア
MMK設置店 暮らしハウス
スリーエイト 生活彩家
セイコーマート セブンイレブン
タイエー デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア
ハセガワストア ハマナスクラブ
ファミリーマート ポプラ
ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ヤマザキデイリーストアー ローソン
ローソンスストア100
- 2 委託した収納事務
亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、下水道使用料及び水道メーター使用料）のコンビニエンスストア収納事務
- 3 委託期間
令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第8号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

令和4年4月26日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和4年4月26日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
309	浅田建設株式会社	代表取締役 浅田 信仁	亀岡市追分町八ノ坪29番地の18

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第2号

亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年亀岡市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「800,000円」を「880,000円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市立病院告示第1号

地方自治法第231条の2の規定に基づく、
亀岡市病院事業会計規程第28条の規定による
指定代理納付者を次のとおり指定したので告示
する。

令和4年4月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

1 指定代理納付者の名称等

(1) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町
731番地

京都クレジットサービス株式会社

代表取締役 多賀野博一

(2) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町
731番地

京銀カードサービス株式会社

代表取締役 多賀野博一

2 指定代理納付者による納付を認める歳入の
範囲

亀岡市立病院における診療に係る使用料及
び手数料

3 指定期間

令和4年4月1日から

令和5年3月31日まで

「揭示済」